

平成27年8月26日

改定 平成28年7月14日

改定 平成31年2月12日

^{い かた} 伊方地域の緊急時対応 (全体版)

内閣府政策統括官(原子力防災担当)
伊方地域原子力防災協議会

1. はじめに	P.3
2. 伊方 ^{い かた} 地域の概要	P.4
3. 緊急事態における対応体制	P.9
4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応	P.25
5. PAZ内の全面緊急事態における対応	P.37
6. 予防避難I ^ア における対応	P.46
7. UPZ内における対応	P.117
8. 冷却告示の対象である1号機に係る対応	P.141
9. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制	P.145
10. 緊急時 ^ニ トリグ ^グ の実施体制	P.157
11. 原子力災害時の医療の実施体制	P.168
12. 国の実動組織の支援体制	P.178

(注) 本資料の地図は、(C)2014ZENRIN(Z05E-第175号)を用いている。

1. はじめに

・この「緊急時対応」は、内閣府が設置した伊方^{いかた}地域原子力防災協議会において、四国電力(株)伊方発電所に起因する原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む地方自治体の地域防災計画、避難計画及び国の緊急時における対応をとりまとめたもの。

2. ^{い かた}伊方地域の概要

- 伊方^{いかた}発電所は、四国電力(株)が愛媛県^{にうわぐん}西宇和郡伊方町^{いかたちょう}に設置している原子力発電所である。
- 伊方^{いかた}発電所は、昭和52年9月に1号機の営業運転を開始。昭和57年に2号機、平成6年に3号機の営業運転を開始している。なお、1号機は平成28年5月、2号機は平成30年5月をもって廃止となった。

四国電力^{いかた}(株)伊方発電所について

(1) 所在地 愛媛県^{にうわぐん}西宇和郡伊方町^{いかたちょう}

(2) 概要

1号機 : 56.6万kW・PWR
2号機 : 56.6万kW・PWR
3号機 : 89万kW・PWR

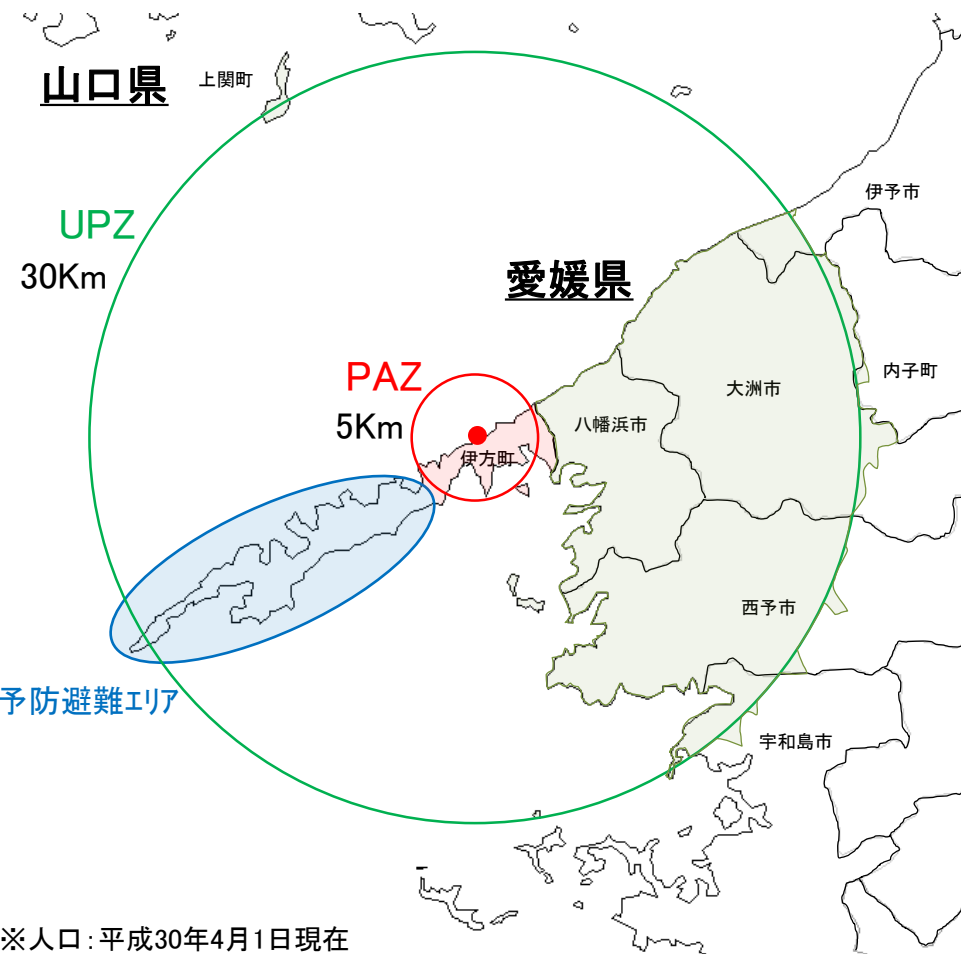
(3) 着工／運転開始／経過年数 (平成31年2月現在)

1号機 : 昭和48年 6月／昭和52年 9月／ 41年 (平成28年5月をもって廃止)
2号機 : 昭和53年 2月／昭和57年 3月／ 36年 (平成30年5月をもって廃止)
3号機 : 昭和61年11月／平成 6年12月／ 24年



原子力災害対策重点区域の概要

- 愛媛県地域防災計画及び山口県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 伊方地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は伊方町、UPZ内は5市3町にまたがる。
- 伊方町の予防避難エリア(PAZ以西の佐田岬半島地域)の住民4,428人については、避難経路が発電所の近傍を通ることから、PAZに準じた避難等の防護措置を準備することとしている。
- 冷却告示を受けた1号機に係る原子力災害対策重点区域については、P142参照。



<概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):

Precautionary Action Zone

⇒急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1町(伊方町(愛媛県)) 住民数:5,118人※

<概ね5～30km圏内>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):

Urgent Protective Action Planning Zone

⇒事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や一時移転等を準備する区域

5市3町(伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町(愛媛県)、上関町(山口県)) 住民数:112,310人※

<PAZ以西の佐田岬半島地域>

予防避難エリア(PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域):

1町(伊方町(愛媛県)) 住民数:4,428人※

※人口:平成30年4月1日現在

出典:国土地理院ホームページ(<http://maps.gsi.go.jp/#10/33.516782/132.540436>)
「白地図」国土地理院(<http://maps.gsi.go.jp/#10/33.516782/132.540436>)をもとに内閣府(原子力防災)作成

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

➤ PAZ内人口は5,118人、UPZ内人口は112,310人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で117,428人。

関係市町名		PAZ内		UPZ内				合 計		
		(概ね5km圏内)	(概ね5～30km圏内)							
			予防避難エリア さだみさき (PAZ以西の佐田岬半島地域)							
愛媛県	いかたちょう 伊方町	5,118人	2,385世帯	4,428人	2,269世帯	4,428人	2,269世帯	9,546人	4,654世帯	
	やわたはまし 八幡浜市			34,137人	16,163世帯			34,137人	16,163世帯	
	おおずし 大洲市			40,844人	18,601世帯			40,844人	18,601世帯	
	せいよし 西予市			27,941人	13,100世帯			27,941人	13,100世帯	
	うわじまし 宇和島市			4,110人	1,580世帯			4,110人	1,580世帯	
	いよし 伊予市			699人	302世帯			699人	302世帯	
	うちこちょう 内子町			127人	53世帯			127人	53世帯	
小 計		5,118人	2,385世帯	112,286人	52,068世帯	4,428人	2,269世帯	117,404人	54,453世帯	
山口県	かみのせきちょう 上関町			24人	20世帯			24人	20世帯	
小 計				24人	20世帯			24人	20世帯	
合 計		5,118人	2,385世帯	112,310人	52,088世帯	4,428人	2,269世帯	117,428人	54,473世帯	

※人口:平成30年4月1日現在

昼間流入人口（就労者等）の状況

- 平成27年国勢調査によると、伊方町^{いかたちょう}全体での他市町からの昼間流入人口は、約1,600人／日。
- また、平成28年経済センサスによると、四国電力関連企業及び物流関連企業を中心に461事業所、約3,700人がPAZ内及び予防避難エリアにて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

	県内他市町からの 流入人口	県内他市町への 流出人口	差引増△減
^{いかたちょう} 伊方町	1,617人	876人	741人

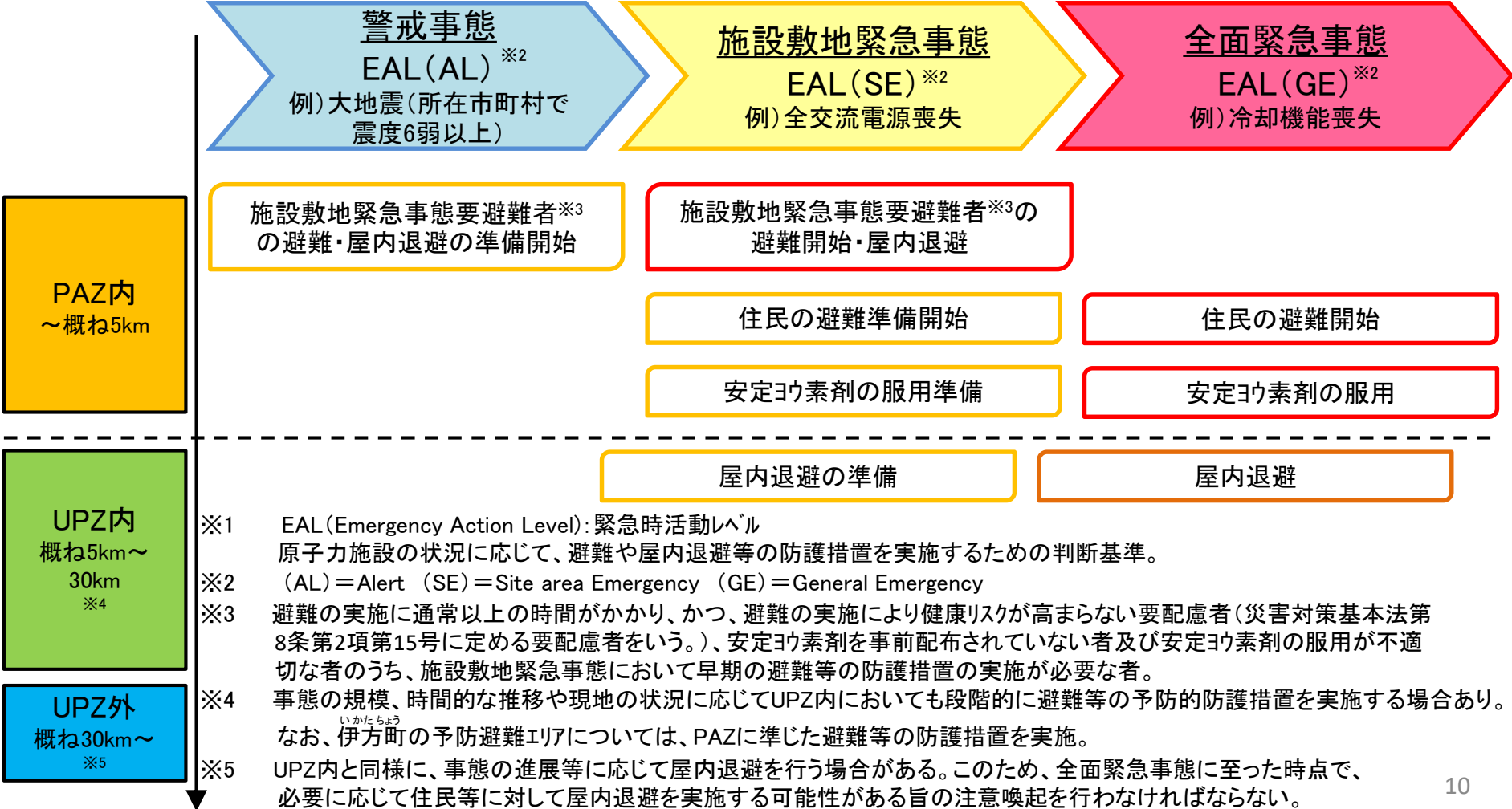
※平成27年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・産業等集計（総務省統計局）

PAZ内及び 予防避難エリア対象地域	事業所数	従業員数
^{いかた} 伊方地域	246	2,650人
^{せと} 瀬戸地域	86	505人
^{みさき} 三崎地域	129	525人
合 計	461	3,680人

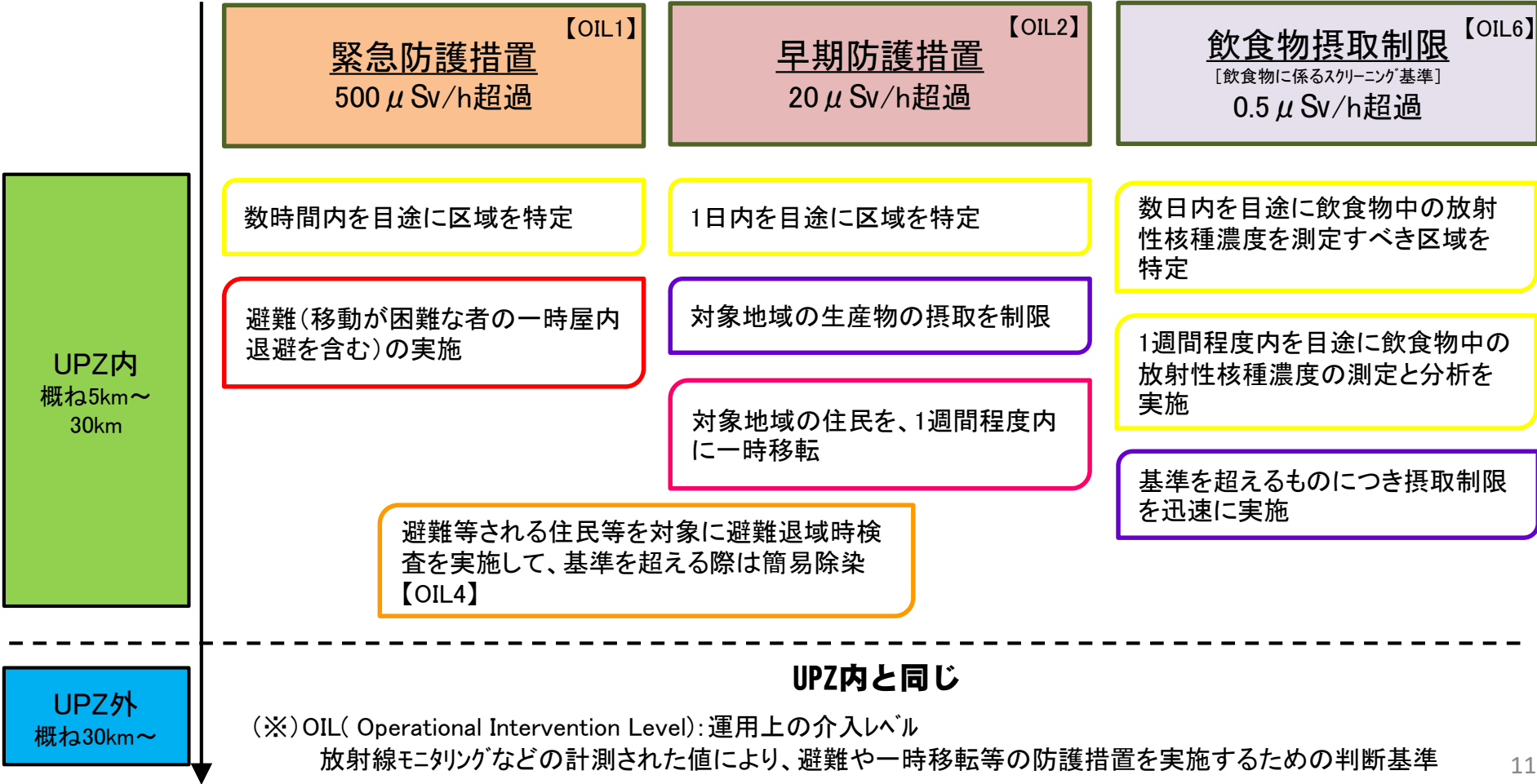
※総務省・経済産業省『平成28年経済センサスー活動調査』を基に集計

3. 緊急事態における対応体制

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



愛媛県、山口県及び関係市町の対応体制

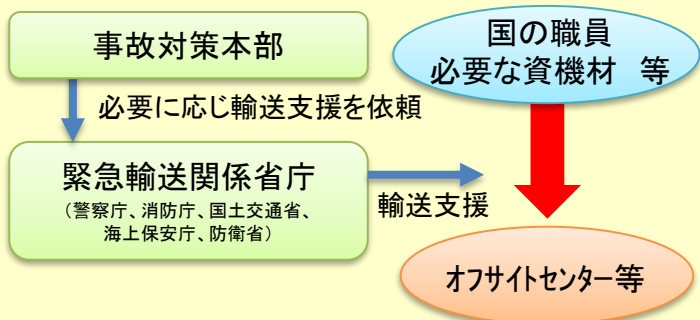
- 警戒事態で、愛媛県及び愛媛県内の全ての関係市町は、災害警戒本部（伊方町：災害対策本部）を設置し、山口県及び上関町は警戒態勢をとる。
- 施設敷地緊急事態で愛媛県及び愛媛県内の全ての関係市町は、災害対策本部を設置。
- 全面緊急事態で、山口県及び上関町は、災害対策本部を設置。
- 関係市町の災害警戒本部（伊方町：災害対策本部）等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZ内及び予防避難エリアにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。



国の職員・資機材等の緊急搬送

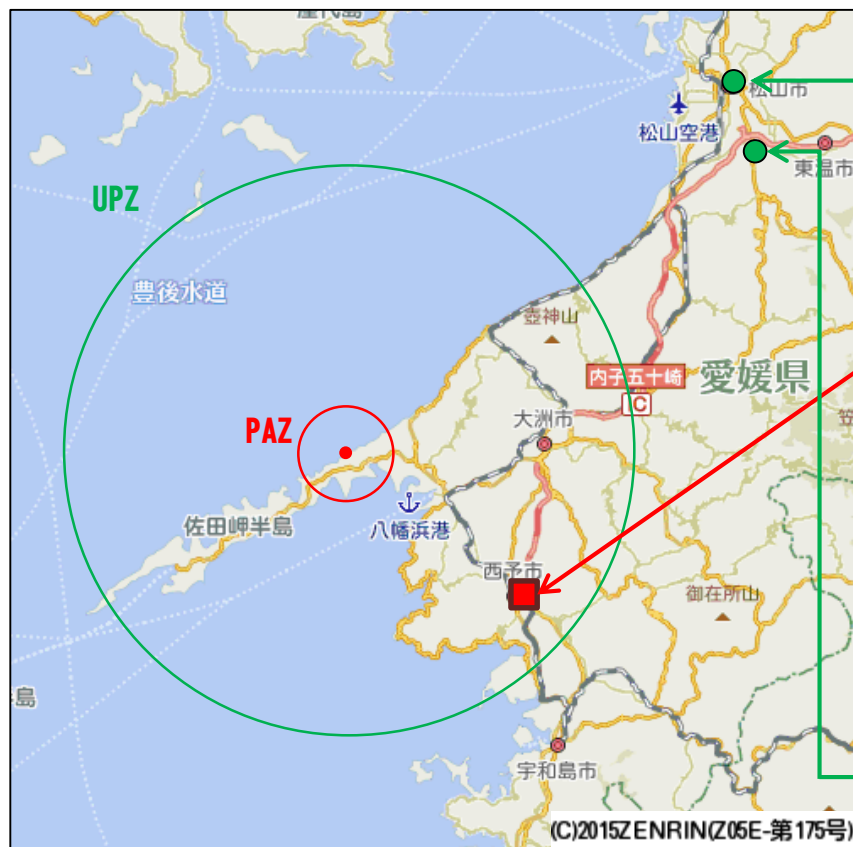
- 施設敷地緊急事態発生の通報後、あらかじめ定められた100人程度の国の職員等を愛媛県オフサイトセンター及び各県に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。

<具体的な移動及び輸送支援のスキーム>



オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

- 愛媛県オフサイトセンターは、免震構造、鉄筋コンクリート造4階建ての構造になっている。
- 放射線防護対策
 - ・放射線防護対策(換気設備・フィルタ設置、窓枠の二重化等の気密性向上等)を実施済み。
- 電源対策
 - ・無停電電源装置、自家用発電機を設置(7日間分の電源を確保)。自家用発電機の燃料不足時には、電源車用電源受け口より、四国電力が用意する電源車で継続して電源を供給。



愛媛県オフサイトセンター (西予市)
(発電所からの距離約24km)

仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、代替オフサイトセンターに移動し、対応可能。

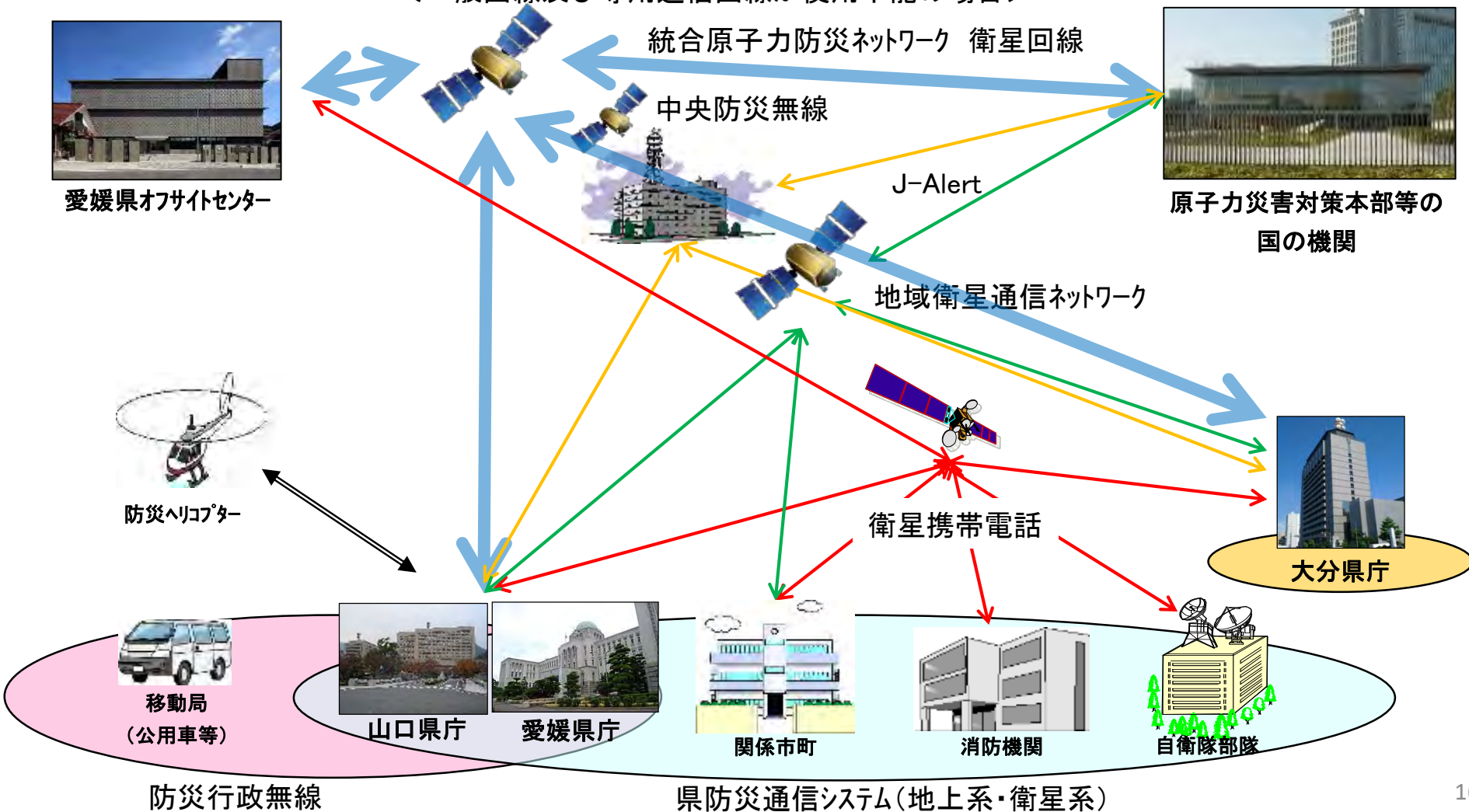
伊方発電所の代替オフサイトセンター

- 愛媛県庁(松山市): 約57km
(自家用発電機により、3日間稼働)
- 砥部町文化会館(砥部町): 約53km
(自家用発電機により、3日間稼働)

※距離はいずれも発電所からの直線距離

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。

＜一般回線及び専用通信回線が使用不能の場合＞



- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から、関係県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係市町は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。

＜関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段の例＞

住 民

情報伝達

関係府県、関係市町

TV会議等を活用し迅速に
情報伝達



原子力災害対策本部
(首相官邸)



防災行政無線
(戸別受信機)



防災行政無線
(屋外拡声子局)



防災行政無線
(市町からの発信)



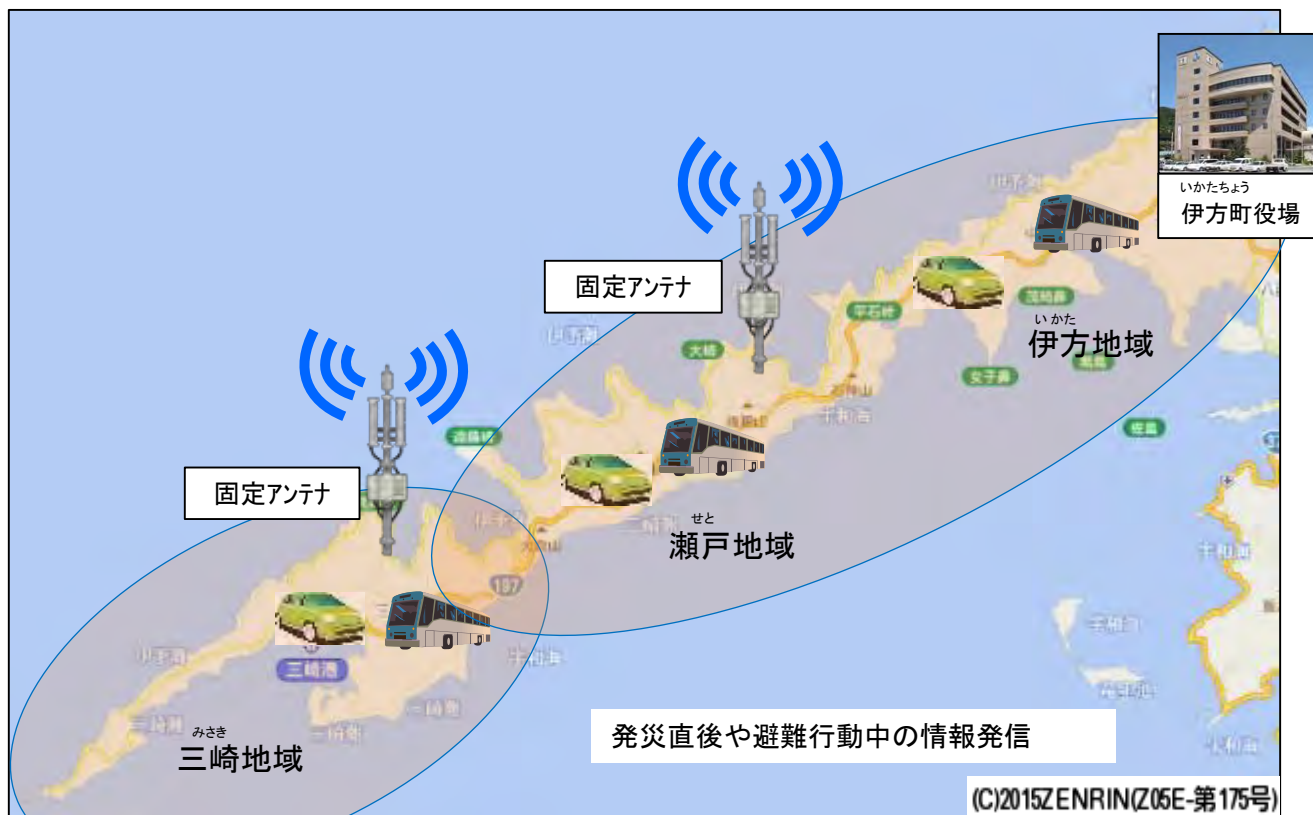
CATV



広報車

- いかたちょう伊方町は、避難行動中の住民などがリアルタイムで原子力災害に係る情報等(事象の進展状況、避難経路の指示、渋滞情報等)を得られるよう、臨時災害放送局(FM放送)を開設し、同町内全域に情報を発信。
- 万が一、固定型アンテナが使用できない場合に備えて、いかたちょう可搬型のアンテナを伊方町役場に1台配備。

<臨時災害放送局運用のイメージ>



放送時の様子



放送用資機材



愛媛県による住民への情報伝達体制

- 愛媛県災害対策本部では、防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）や被害情報（道路、建物等）に関する情報を、愛媛県ホームページや、ツイッター、フェイスブック、スマートフォンアプリを活用して住民へ伝達。

愛媛県災害対策本部

情報集約・発信



- 被害情報
(道路、建物等)
- 避難情報等
(避難所等) 等

- ホームページ
- ツイッター
- フェイスブック
- スマートフォンアプリ 等

愛媛県ホームページ



国による道路被害情報等



公式Twitter



公式Facebook



愛媛県原子力情報アプリ



愛媛県避難支援アプリ ひめシェルター



情報発信

住民



愛媛県によるスマートフォンを用いた住民への情報伝達

- 愛媛県災害対策本部では、愛媛県原子力情報ホームページ等に掲載した防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）に関する情報を、スマートフォン用アプリを活用して住民へ伝達。



愛媛県災害対策本部

愛媛県原子力情報アプリ



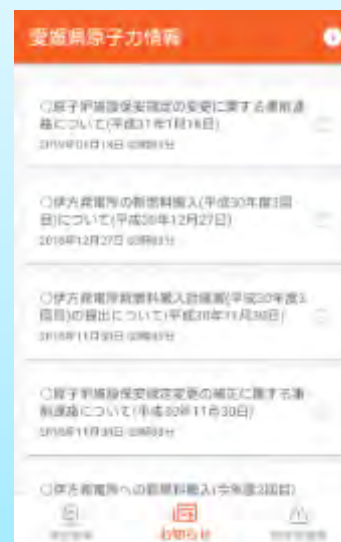
お知らせ
(報道発表等)

愛媛県避難支援アプリ
ひめシェルター



プッシュ通知による
受取りが可能

愛媛県から住民に対して情報を伝達(イメージ図)



ドローンを活用した被災状況の把握①

- 愛媛県は、住民避難に必要な避難道路の被災状況等を迅速かつ効率的に把握できるよう、ドローンを活用した情報収集体制を構築。
- 複合災害時には、愛媛県災害対策本部からの遠隔操作による飛行開始指示により、伊方町内の各配備拠点に設置されたドローンが自律飛行し、愛媛県や伊方町等の各防災拠点に避難道路の映像をリアルタイムに伝送。
- 国、愛媛県及び伊方町は、映像を解析し、住民が円滑な避難を実施できるよう、避難ルートを選定に活用。

映像確認、解析、避難実施方針の作成

映像伝送

各拠点

災害対策本部(愛媛県庁)

- ・情報連絡体制の確立
- ・ドローン飛行の調整
- ・避難実施方針の調整

災害対策本部(伊方町役場)

住民への情報伝達手段

- ・臨時災害FM
- ・防災行政無線、緊急速報メール、CATV、広報車等

町からの情報を踏まえ円滑に避難

住民(伊方町全域)

広域避難先

広域避難先に避難

遠隔操作による
ドローン飛行開始指示

ドローンの自律
飛行による被災
状況調査

ドローン
からの
映像伝送

現地災害対策本部(愛媛県OFC)

災害対策本部(国:東京)

各ドローン配備場所(伊方町役場、各支所等)から離発着

ドローンを活用した被災状況の把握②

- ドローンは、伊方町の避難経路14ルート of 被災状況を把握できるように飛行。
- 機体については、撮影機、中継機を含め全23機を5つの配備拠点に配置。

配備拠点(予定)	撮影機	中継機
いかたちょう 伊方町役場	3機	2機
せと 瀬戸支所	5機	4機
みさき 三崎支所	3機	2機
やわたはま 八幡浜消防署第一分署	2機	1機
まちみ 町見出張所	1機	0機
合計	14機	9機

せと
瀬戸支所
飛行ルート:
伊方⑤、瀬戸①、瀬戸②、瀬戸③、
瀬戸④

いかたちょう
伊方町役場
飛行ルート:
伊方①、伊方②、伊方③

みさき
三崎支所
飛行ルート:
三崎②、三崎③、三崎④

まちみ
町見出張所
飛行ルート: 伊方④

やわたはま
八幡浜消防署第一分署
飛行ルート:
瀬戸⑤、三崎①

凡例:
撮影機 中継機

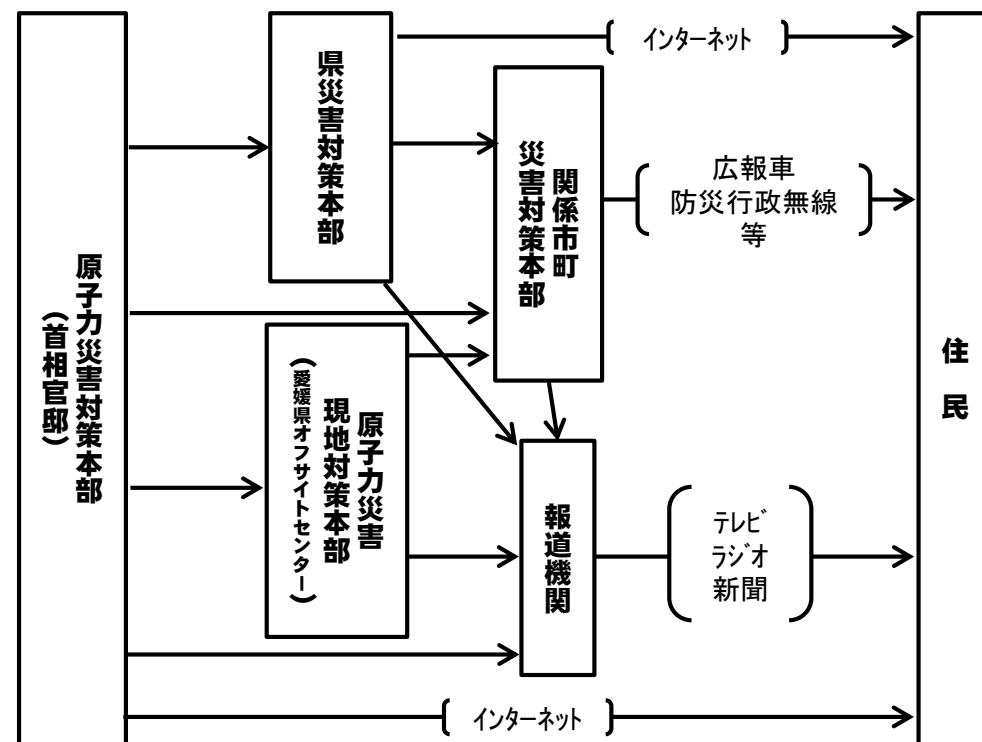
※避難経路はP42、P61、P62、P63を参照

- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、愛媛県オフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて各国政府等にも情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域

【情報発信のイメージ】



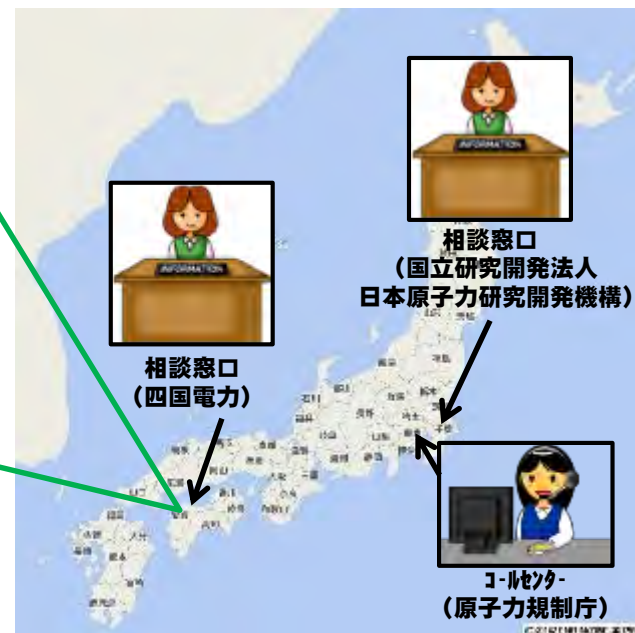
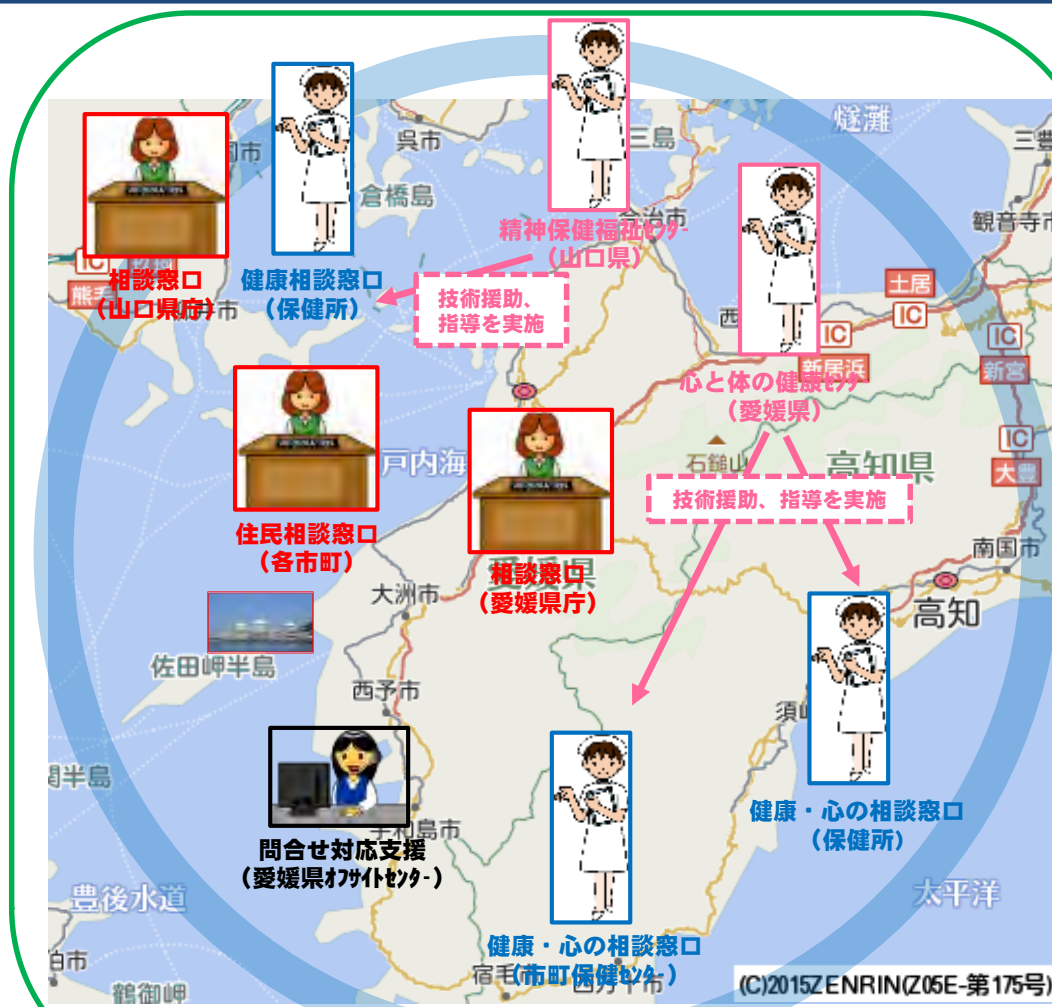
一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

国、愛媛県、山口県、関係市町による住民相談窓口の設置

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を速やかに構築。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- 愛媛県、山口県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する相談窓口を設置。
- 愛媛県オファイスセンターでは、愛媛県、山口県及び関係市町の問合せ対応を支援。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域
- ⑦被災企業等への援助・助成措置
- ⑧被災者からの損害賠償請求（四国電力）



4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

＜対応のポイント＞

1. PAZ内小・中学校、保育所の児童等について、移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. PAZ内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先施設へ移送又は自施設（放射線防護施設）内で屋内退避すること。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護施設へ移送すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集結所・避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

愛媛県及び伊方町における初動対応

- 愛媛県は、警戒事態が発生した段階で、愛媛県庁に警戒本部を設置し、警戒本部参集要員約100人が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部及び地方本部・支部を設置。
- 伊方町は、警戒事態が発生した段階で、伊方町役場に災害対策本部を設置し、参集委員15人が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員。施設敷地緊急事態で、災害対策本部及び現地災害対策本部を設置し、全職員が参集。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、愛媛県及び伊方町は、町内移動用車両及び一時集結所、学校、福祉施設に避難用車両の手配を開始するとともに、伊方町は、伊方中学校に14人、瀬戸総合体育館に7人の職員を配置し、一時集結所の設営準備を開始。
- 伊方町は、各集落の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導體制を構築。



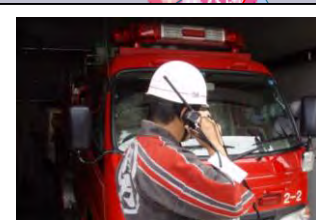
- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス、臨時災害放送局(FM放送)等を活用し、住民へ情報を伝達。また、一時集結所である伊方中学校及び瀬戸総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により、伊方町と情報を共有。
- 消防団や自主防災組織は、住民に情報伝達を行うため、各消防団に配備している携帯端末、車載端末のデジタル防災行政無線や、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により、伊方町と避難者の状況や避難誘導體制等、地域コミュニティを活用した情報共有を実施。
- 社会福祉施設、保育所、小中学校への情報伝達は、伊方町から実施。



自主防災組織は各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により情報共有



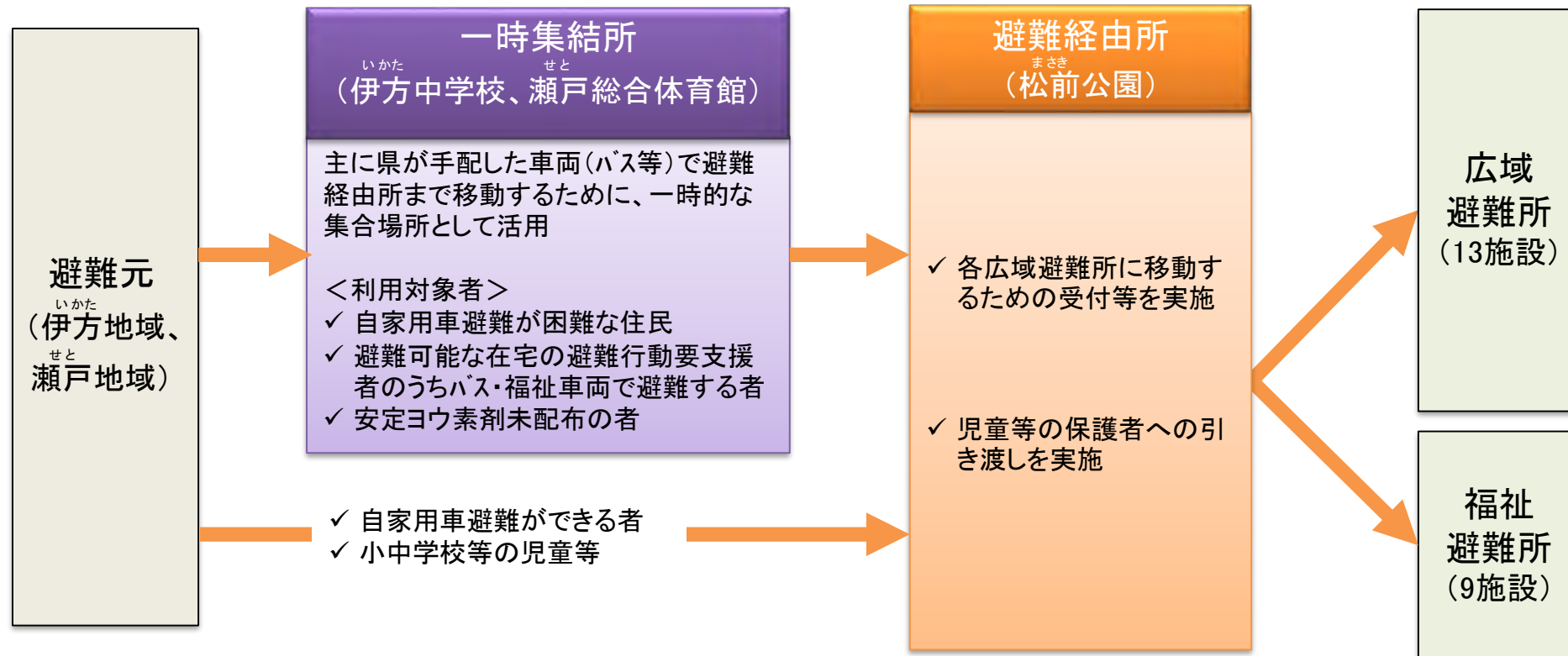
- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 一時集結所である伊方中学校及び瀬戸総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により伊方町と情報を共有。



消防団は移動系デジタル防災行政無線等により情報共有



- 警戒事態が発生した場合、伊方町は、住民広報、愛媛県に対して避難用車両等の手配依頼、一時集結所及び避難経由所の開設準備を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者等は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態になった場合、伊方町は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者等は、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難先施設、避難経由所等へ避難を開始する。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は輸送等の避難準備が整うまで屋内退避を実施する。避難経由所へ避難の後は、広域避難所又は福祉避難所に移動する。
- 全面緊急事態になった場合、伊方町は住民に避難を指示。自家用車で避難が可能な住民は避難経由所へ避難し、自家用車による避難が困難な住民は、一時集結所に集合のうえ、避難経由所へ避難。その後、広域避難所へ移動する。



PAZ内の学校・保育所の避難

- PAZ内の4つの小中学校の児童等(約300人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに避難経由所(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。
- PAZ内の3つの保育所の児童(約130人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童等と一緒に避難経由所(松前公園)に避難し、保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校

学校名	人数		
	児童等	職員	合計
水ヶ浦(みずがうら)小学校	22人	8人	30人
伊方(いかた)小学校	121人	12人	133人
九町(くちょう)小学校	58人	13人	71人
伊方(いかた)中学校	100人	20人	120人
合 計 (4施設)	301人	53人	354人

避難準備※1

児童等と職員がともに避難経由所(松前公園)に避難を開始

避難経由所(松前公園)

児童等は、避難経由所で保護者に引き渡し

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

保育所

保育所名	人数		
	児童	職員	合計
大浜(おおはま)保育所	13人	6人	19人
伊方(いかた)保育所	88人	15人	103人
九町(くちょう)保育所	25人	6人	31人
合 計 (3施設)	126人	27人	153人

避難準備

児童の
引き渡し

保護者が児童を引き
取り・避難準備

引き渡しができなかった児童と職員は、最寄りの学校に移動し、学校の児童等と一緒に避難経由所(松前公園)に避難を開始

避難の開始

避難経由所(松前公園)

保護者への引き渡しができなかった児童は、避難経由所で保護者に引き渡し

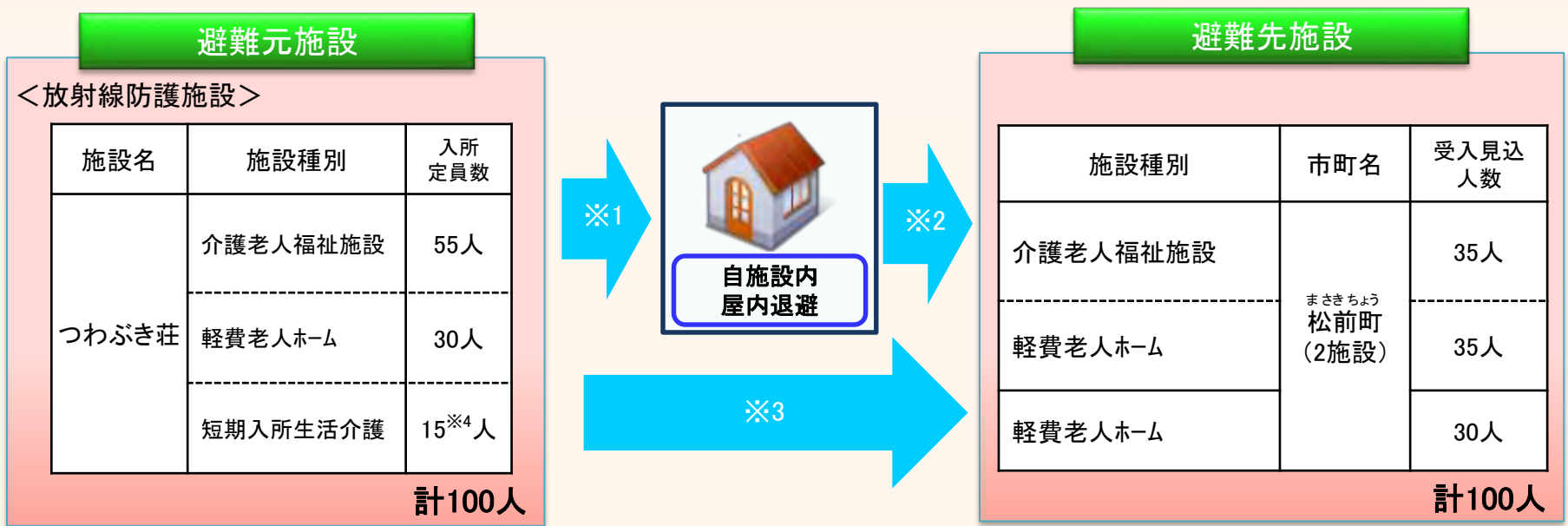
※1 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施

※2 児童等の人数については、平成30年11月1日現在

PAZ内の社会福祉施設の避難

- PAZ内の社会福祉施設(1施設約100人)について、個別避難計画を策定済みであり、UPZ外の松前町にある施設において、避難先を確保。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策が講じられたつわぶき荘(自施設内)において、輸送等の避難準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

<PAZ内 1 施設の入所者等の避難の考え方>



※1 避難の実施により健康リスクが高まる者は自施設内で屋内退避

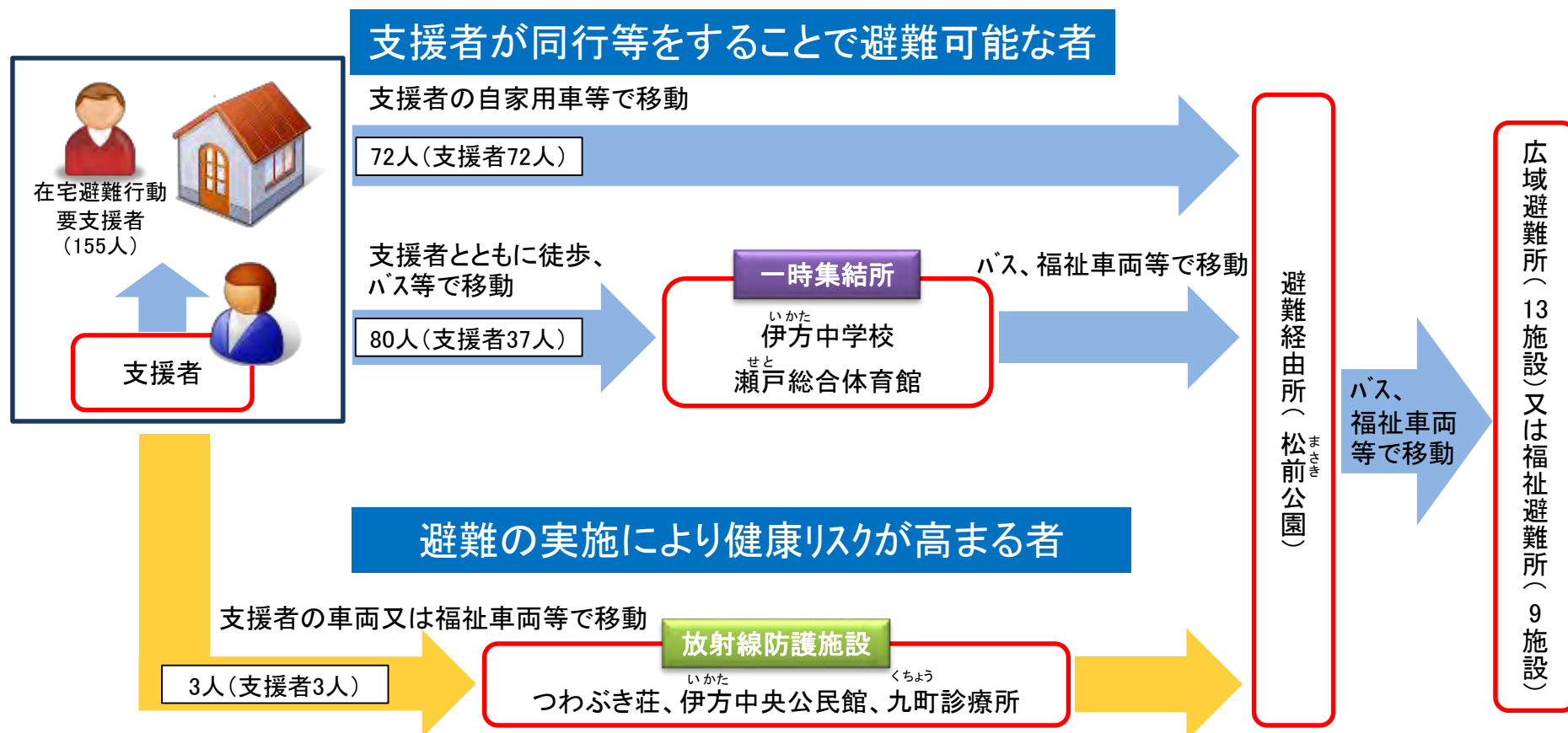
※2 輸送等の避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

※3 その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

※4 短期入所生活介護については、入所定員数ではなく、平均的な入所者数で算定

PAZ内の在宅の避難行動要支援者の避難

- 在宅の避難行動要支援者の155人うち、112人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会議、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。輸送等の避難準備完了後、避難を実施。



PAZ内において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約750人について、バス27台、福祉車両16台（ストレッチャー仕様5台、車椅子仕様11台）。

	想定対象人数	想定必要車両台数※1,2			備 考
		バス※3	福祉車両※4,5 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※4,5 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	507人 (児童等427人+職員80人) (7箇所)	20台	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P29】
社会福祉施設の入所者等の避難※6	118人※7 (入所者97人+職員21人) (1箇所)	3台 (入所者67人+職員8人)	3台 (入所者5人+職員2人)	8台 (入所者25人+職員11人)	【ストレッチャー兼車椅子仕様】※5 ○施設車両(ストレッチャー1人、車椅子2人乗り:1台) ○四電車両(ストレッチャー2人、車椅子1人乗り:2台) 【車椅子仕様】 ○施設車両(車椅子1人乗り:1台) ○伊方町(いかたちょう)車両(2人乗り:1台) ○四電車両(6人乗り:3台)
在宅の避難行動要支援者等の避難	117人 (要支援者80人+支援者37人)	4台 (要支援者65人+支援者16人)	1台 (要支援者2人+支援者2人)	3台 (要支援者13人+支援者19人)	【ストレッチャー兼車椅子仕様】※5 ○四電車両(ストレッチャー2人、車椅子1人:1台) 【車椅子仕様】 ○四電車両(6人乗り:2台)
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者等を放射線防護施設に輸送※6	6人 (要支援者3人+支援者3人)	0台	1台 (要支援者3人+支援者3人)	0台	放射線防護施設に輸送【資料P31】 近距離のため福祉車両1台(四電車両:ストレッチャー2人乗り)でピストン輸送(2往復)を想定
合 計	748人	27台	5台	11台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は伊方地域・瀬戸地域で必要となる車両台数を合算

※3 バスは、佐田岬(さだみさき)半島の地域特性を踏まえ、26人乗りにより想定

※4 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を多く配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算

※5 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両で想定した場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※6 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、輸送等の避難準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避

※7 なお、この他、自施設内で屋内退避を実施する社会福祉施設の入所者(避難の実施により健康リスクが高まる者)が10人、職員6人が存在

PAZ内における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態発生時には、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、伊方町、学校、社会福祉施設及び四国電力が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス協会が保有する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備 考
		バス等 (バス、乗用車)	福祉車両※1 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※1 (車椅子仕様)	
(A)必要車両台数		27台	5台	11台	
(B)確保車両台数		計27台以上	計9台	計11台	
確保 先	いかたちょう 伊方町	—	—	1台	【車椅子仕様】 ○1台(1台当たり:車椅子2人)
	学校、社会福祉 施設	5台	1台	2台	【バス等】 ○3台(各29人乗り) ○各1台(15人、10人乗り) 【ストレッチャー兼車椅子仕様】※1 ○1台(ストレッチャー1人、車椅子2人) 【車椅子仕様】 ○1台(1人乗り)
	愛媛県のPAZ・ UPZ内市町のバ ス会社	22台以上	—	—	バス台数の内訳 【バス】 22台(26人乗り) 愛媛県のPAZ・UPZ内市町のバス会社が保有する車両 総数267台
	四国電力	—	8台※2	8台※2	【仕様】 四電福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に変 えられる仕様であり、下記2パターンの配置を想定 パターン①: <ストレッチャー2人、車椅子1人> パターン②: <車椅子6人> 【配備台数】 8台(伊方地域)※1

※1 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算
 ※2 「避難の実施により健康リスクが高まる者」を放射線防護施設にピストン輸送した車両は、その後避難に使用
 ※3 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

避難の実施により健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者に係る対応

- 避難の実施により健康リスクが高まる者等については、輸送等の避難準備が整うまで放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護施設で屋内退避を実施。
- PAZ内の放射線防護施設は、3施設884人を収容可能。
- 放射線防護施設においては、884人がおよそ7日間を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備済み。

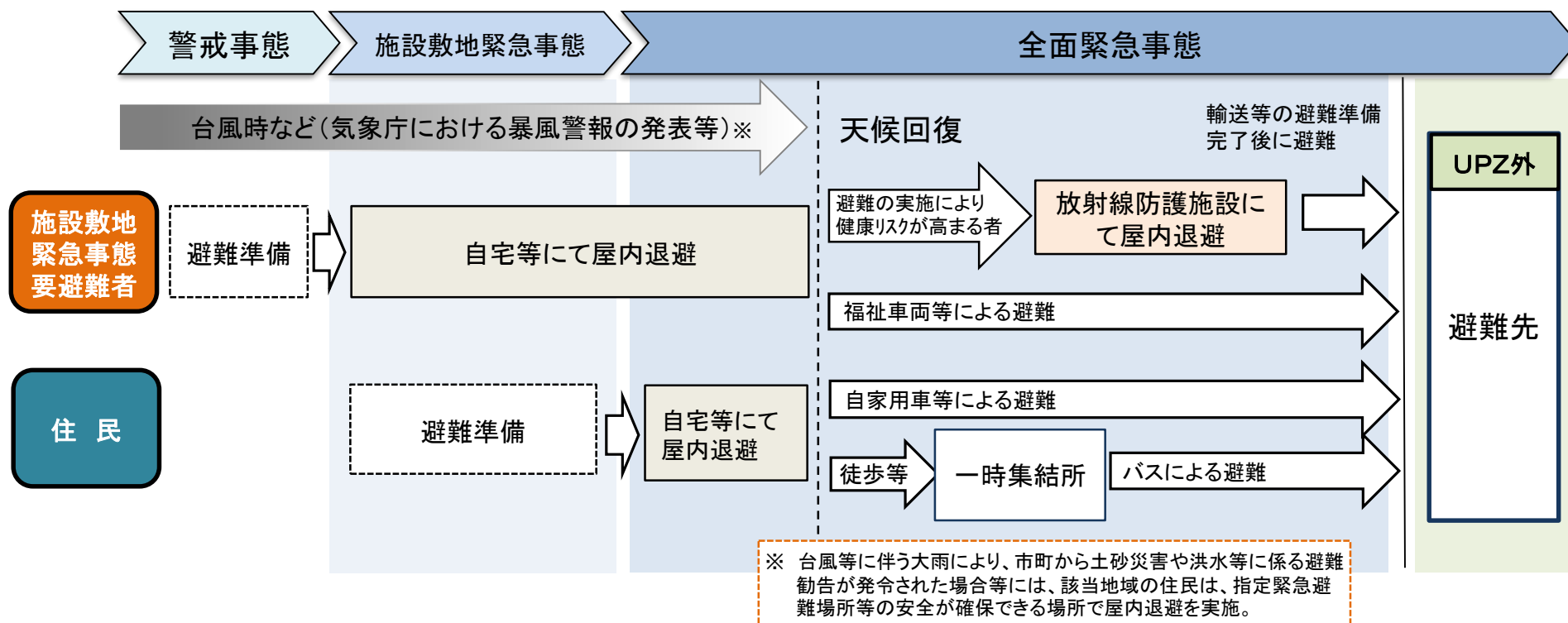
放射線防護施設(PAZ内:3施設)



台風時などにおけるPAZ（予防避難エリア含む）内の防護措置

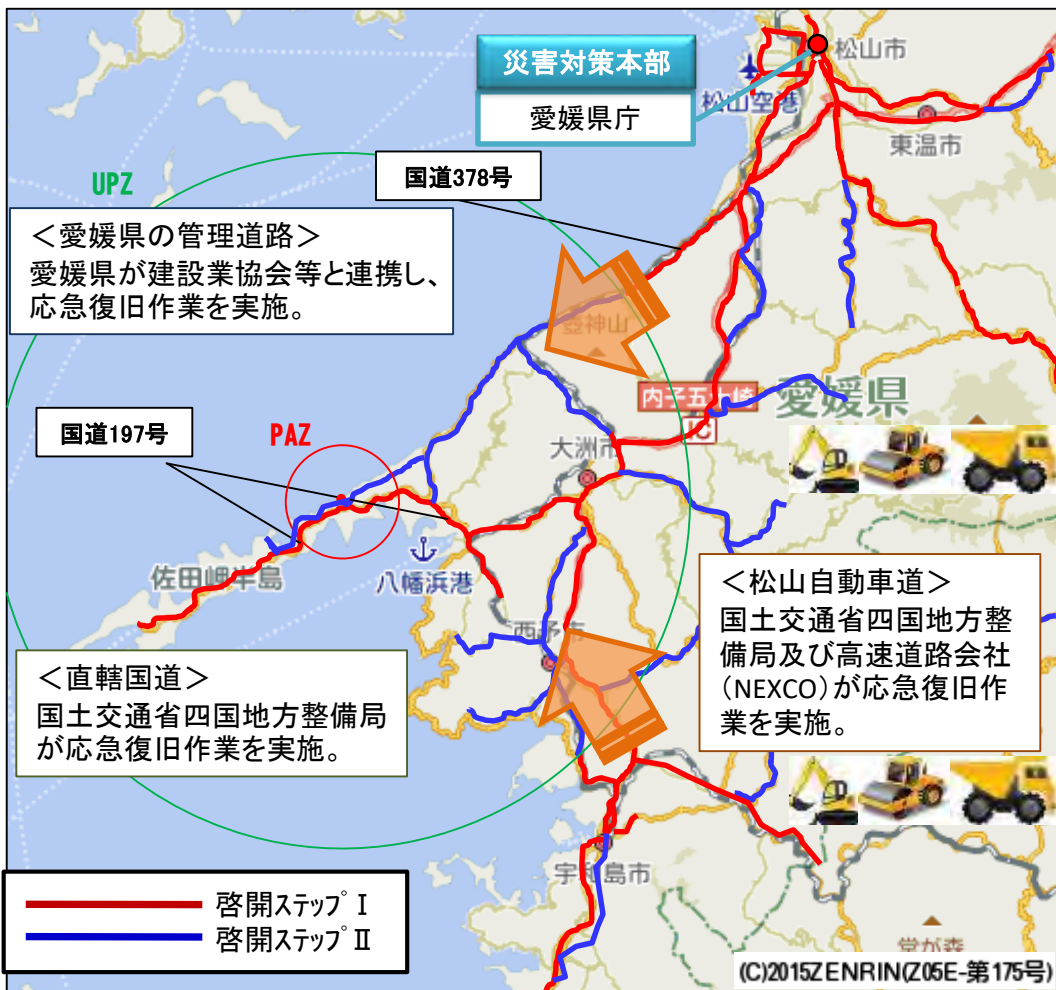
- 台風等により気象庁から暴風警報等が発表される等、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、PAZ及び予防避難エリア内の施設敷地緊急事態要避難者及び住民は、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護施設で屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び愛媛県等は、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を実施。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例＞（外出をすることで命に危険が及ぶような場合）

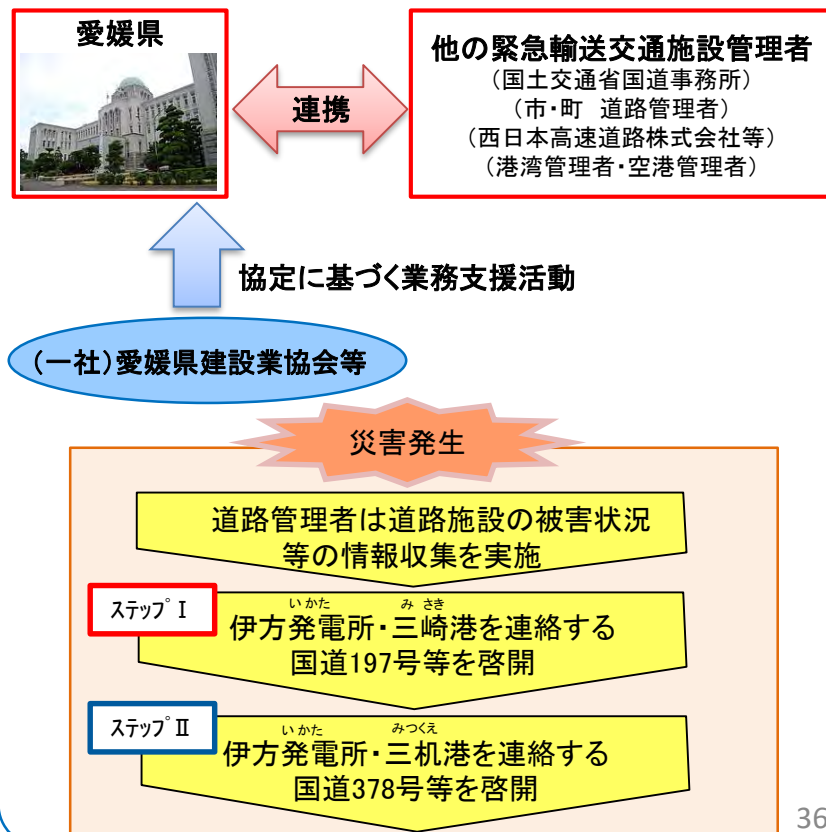


 内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 「愛媛県道路啓開計画」の啓開優先順位(ステップⅠ～Ⅲ)に基づき道路啓開を行い、緊急輸送道路の確保を行う。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省四国地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。



各管理者が道路啓開等を実施



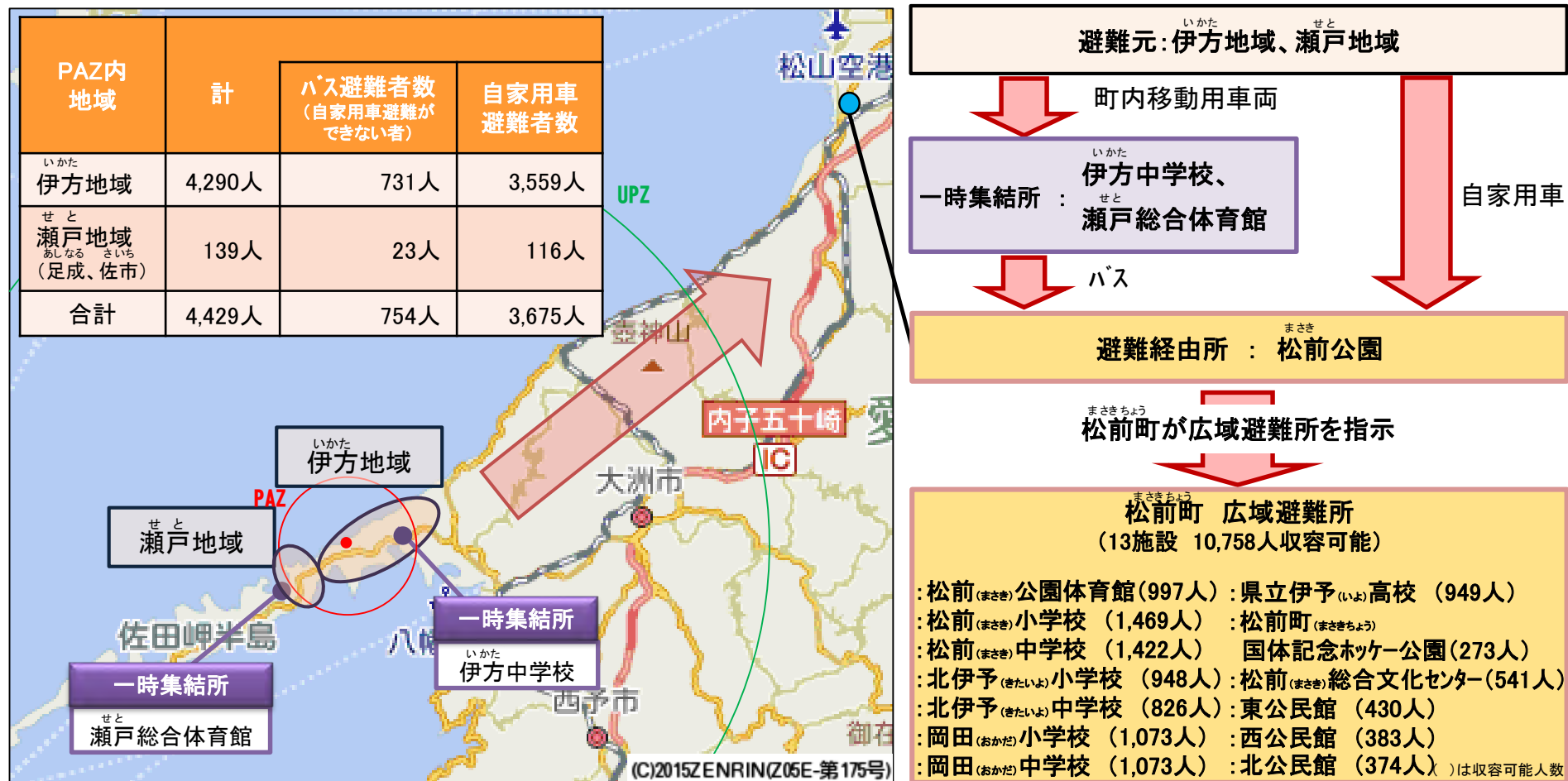
5. PAZ内の全面緊急事態 における対応

＜対応のポイント＞

1. 自家用車による避難ができない住民の移動手段（バス等）を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定ヨウ素剤の服用等を指示すること。また、安定ヨウ素剤を持っていない者（紛失等）に、緊急配布すること。

PAZ内の住民の避難先及び避難住民数

- PAZ内(伊方地域、瀬戸地域(佐市、足成))の住民については、自家用車で避難できる住民は、自家用車により松前町の避難経路所(松前公園)に移動後、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 自家用車で避難が困難な住民は、町又は県が配車した町内移動用車両で一時集結所(伊方中学校、瀬戸総合体育館)に集合し、避難経路所(松前公園)へバスで移動のうえ、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 避難先については、普段から避難計画に関する広報や訓練等を通じて住民に周知。



※1 避難対象者数は、PAZ内住民の合計数から割り出した数字であり、若干の増減がある。

※2 自然災害等により松前町の避難先が使用できない場合に備え、第2避難先候補として今治市と上島町を設定

PAZ内の観光客及び民間企業の従業員の数

➤ PAZ内の観光施設における1日当たりの入場見込み人数は約940人、民間企業（従業員30人以上）は6社（約220人）存在。

PAZ内の観光施設の状況

地域名	施設数	入場見込人数
伊方地域	7	941人
瀬戸地域（足成、佐市）	0	0人
合計（7施設）		941人

※入場見込人数については、入場ピーク時（8月）における1日当たりの入場者数を基に算定

観光施設における入場見込人数：平成29年実績

PAZ内の民間企業（従業員30人以上）の状況（詳細）

地域名	民間企業名	従業員数
伊方地域	西宇和（農協）伊方支店	49人
	伊方建設(有)	32人
	(株)ヒサシ水産伊方工場	32人
	(株)みさき果樹園	36人
	(有)町見緑化	33人
	伊方サービス(株)	33人
瀬戸地域（足成、佐市）	該当なし	0人
合計（6社）		215人

※従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難

企業名及び従業員数：総務省・経済産業省『平成24年経済センサスー活動調査』の調査票情報を基に現地確認を行った上で独自集計したもの

全面緊急事態で必要となる輸送能力

- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、合計約850人分:バス20台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知(施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅)。

	想定対象人数※1	必要車両台数	備 考
自家用車での避難ができない住民	754人	17台	一時集結所にて乗車【資料P38】 1台当り46人程度の乗車を想定
観光施設から避難する一時滞在者	95人	3台	バス1台当り46人程度の乗車を想定 1日あたりの観光施設の入場見込み人数941人のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。 【資料P39】
合 計	849人	20台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値
 ※2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車もしくはバス等により避難

- 全面緊急事態発生時には、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者のために、伊方町いかたちょうが保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス協会が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数	備 考
		バス	
(A) 必要車両台数		20台	
(B) 確保車両台数		計20台以上	
確保先	いかたちょう 伊方町	4台程度	いかたちょう 伊方町が保有する車両15台 (合計180人)の車両を使用
	愛媛県のPAZ・UPZ内市町のバス会社	16台以上	愛媛県のPAZ・UPZ内市町の バス会社が保有する車両総 数267台

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じて支援を実施

自家用車で避難できない住民の数及び一時集結所への経路等

- 伊方町による全戸訪問調査の結果、PAZ内の自家用車で避難できない住民は合計約750人。
- 自家用車で松前町の避難経路所(松前公園)へ避難が困難な住民は、徒歩で各集会所等に集合し、伊方町又は県が配車した町内移動用車両で、各一時集結所(伊方中学校、瀬戸総合体育館)へ移動。



※1 高浦(たこうら)地区区長宅は予防避難エリアに位置するため、上表の人数の積算対象外
※2 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値 ※3 ルート6はP61、P62の瀬戸地域ルート1と同じ

PAZ内から避難先（避難経路所）までの主な経路

➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、あらかじめ複数の経路を設定。



避難を円滑に行うための対応策①

- PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、避難車両の誘導及び交通規制を行うとともに、停電時に備えた自家発電機付の信号機や愛媛県、伊方町及び県警による主要交差点における交通整理・誘導、「避難誘導・交通規制用自動制御告示板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

伊方地域における交通対策

交通誘導対策

ヘリの映像伝送による道路渋滞の把握、自家発電機付の信号機の設置や主要交差点等における町職員や県警職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施

交通広報対策

県警が配置した拡声器と音声合成装置を内蔵した「避難誘導・交通規制用自動制御告知板」等による広報を実施

交通規制対策

ヘリの映像伝送による道路渋滞の把握、主要交差点(29箇所)における信号機操作、混雑エリアで交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保

【凡例】

- 自家発電機付信号機
- 避難誘導・交通規制用自動制御告知板
- 交通規制地点

【避難誘導・交通規制用自動制御告示板、LED電光掲示板】



広域避難路に計8箇所設置
避難誘導・交通規制用自動制御告示板は拡声器と音声合成装置を内蔵。

避難経由所
(松前公園)

【ヘリによる映像伝送】



道路渋滞状況を把握し、
避難誘導・交通規制

【自家発電機付の信号機】



広域避難路に9箇所設置

避難を円滑に行うための対応策②

- 伊方町では自家用車避難を円滑に行うため、あらかじめ、対象となる住民に避難車両を識別するための「避難車両シール」を配布することとしている。
- また、伊方町内全55地区では、伊方町職員と、地区毎の住民、自主防災組織、民生委員、消防団等によるワークショップを開催し、原子力災害時の避難に係る「地区広域避難計画」を策定。
- 「地区広域避難計画」では、地区内の人口・世帯数、避難先、避難手段に加え、避難行動要支援者名簿及びその所在地図等具体的な状況を把握。さらに、自主防災組織・消防団等の支援者の役割分担や定期的なワークショップの開催を取り決める等、避難を円滑に行うための、地域住民の共助による避難支援体制を整備。



避難車両シール



伊方町内全55地区でワークショップを開催
地区毎の広域避難計画を策定

6. 予防避難エリアにおける対応

＜対応のポイント＞

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における予防避難エリア(4,428人)での防護措置については、発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応(陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避)を準備し、これらの防護措置を組み合わせ対応を実施。

愛媛県及び伊方町における初動対応

- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、愛媛県及び伊方町は、町内移動用車両及び一時集結所、学校、福祉施設に避難用車両の手配を開始するとともに、伊方町は、瀬戸総合体育館及び三崎総合体育館に各7人の職員を配置し、一時集結所の設営準備を開始。
- 伊方町は、各集落の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導体制を構築。



- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス、臨時災害放送局（FM放送）等を活用し、住民へ情報を伝達。また、一時集結所である瀬戸総合体育館及び三崎総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により、伊方町と情報を共有。
- 消防団や自主防災組織は、住民に情報伝達を行うため、各消防団に配備している携帯端末、車載端末のデジタル防災行政無線や、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により、伊方町と避難者の状況や避難誘導體制等、地域コミュニティを活用した情報共有を実施。
- 社会福祉施設、保育所、小中学校への情報伝達は、伊方町から実施。



自主防災組織は各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により、情報共有



消防団は移動系デジタル防災行政無線等により情報共有



- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 一時集結所である瀬戸総合体育館及び三崎総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により伊方町と情報を共有。

➤ 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における予防避難エリアでの防護措置については、発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応(陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避)を準備。

【状況の確認】

- ①警戒事態:愛媛県及び伊方町が、道路や港湾等の状況を確認し、避難方法の検討を開始
- ②施設敷地緊急事態:防護措置の方法を決定し、住民に広報を実施

【状況に応じた防護措置】

想定される状況		防護措置	
放射性物質放出まで時間的猶予がある場合	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合	陸路避難	ケース1
	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用不可もしくは船舶が利用できない場合		
	国道197号の一部が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合	陸路避難 海路避難 空路避難 (※2)	ケース2
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合	海路避難 空路避難 (※2)	ケース3
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用不可もしくは船舶が利用できず、空路による避難もできない場合	屋内退避	ケース4
放射性物質放出のリスクが高まった場合			

※1 放射性物質の放出後については、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、一時移転等の防護措置を実施。
※2 ヘリコプターによる避難が可能な場合に併用

6-1. ケース1（陸路避難）における対応

＜ケース1における基本的な考え方＞

【適用条件】

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号が使用可能な場合

【避難方法】

- ・自家用車・バス等による陸路避難を実施。

- ## 陸路避難(ケース1)



(ケース1) 予防避難エリアの学校・保育所の避難

- 予防避難エリアの6つの小中学校及び高等学校の児童等(約280人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに避難経由所(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。
- 予防避難エリアの3つの保育所の児童(約60人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童等と一緒に避難経由所(松前公園)に避難し、保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三机 ^(みつくえ) 小学校	32人	9人	41人
大久 ^(おおく) 小学校	27人	8人	35人
三崎 ^(みさき) 小学校	51人	15人	66人
瀬戸 ^(せと) 中学校	31人	11人	42人
三崎 ^(みさき) 中学校	30人	13人	43人
三崎 ^(みさき) 高等学校	111人	28人	139人
合 計 (6施設)	282人	84人	366人

避難準備※1

児童等と職員がともに避難経由所(松前公園)に避難を開始

避難経由所(松前公園)

児童等は、避難経由所で保護者に引き渡し

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三机 ^(みつくえ) 保育所	12人	5人	17人
大久 ^(おおく) 保育所	14人	7人	21人
三崎 ^(みさき) 保育所	34人	9人	43人
合 計 (3施設)	60人	21人	81人

避難準備

児童の
引き渡し

保護者が児童を引き
取り・避難準備

引き渡しができなかった児童と職員は、最寄りの学校に移動し、学校の児童等と一緒に避難経由所(松前公園)に避難を開始

避難の開始

避難経由所(松前公園)

保護者への引き渡しができなかった児童は、避難経由所で保護者に引き渡し

※1 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施

※2 児童等の人数については、平成30年11月1日現在

(ケ-1) 予防避難エリアの医療機関及び社会福祉施設の避難

- 予防避難エリアの医療機関及び社会福祉施設(4施設約170人)の全てについて、個別避難計画を策定済みであり、UPZ外の施設において、避難先を確保。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 予防避難エリアの医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

避難元施設

<放射線防護施設>

番号	施設名	施設種別	入院 定員数
1	瀬戸診療所	有床診療所	19人

計19人

番号	施設名	施設種別	入所 定員数
2	瀬戸あいじゅ	介護老人福祉施設	45人
		認知症対応型共同生活介護	18人
		軽費老人ホーム	20人
		短期入所生活介護	10人
3	三崎つわぶき荘	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29人
		認知症対応型共同生活介護	18人

計140人

番号	施設名	施設種別	入所 定員数
4	よろこび大久	認知症対応型共同生活介護	9人

計9人

<予防避難エリア 4施設>



避難先施設

番号	施設種別	市町名	受入 見込数
1	医療機関101施設で合計2,904人の受入が可能		

番号	施設種別	施設種別	受入 見込数
2	介護老人福祉施設等	まつやまし 松山市(4施設)	93人
		いよし 伊予市(1施設)	
		まさきちよう 松前町(1施設)	
3	介護老人福祉施設	とうおんし 東温市(2施設)	48人

計141人

番号	施設種別	市町名	受入 見込数
4	有料老人ホーム	まつやまし 松山市(1施設)	9人

計9人

※1 輸送等の避難準備が完了するまでは放射線防護施設内で屋内退避

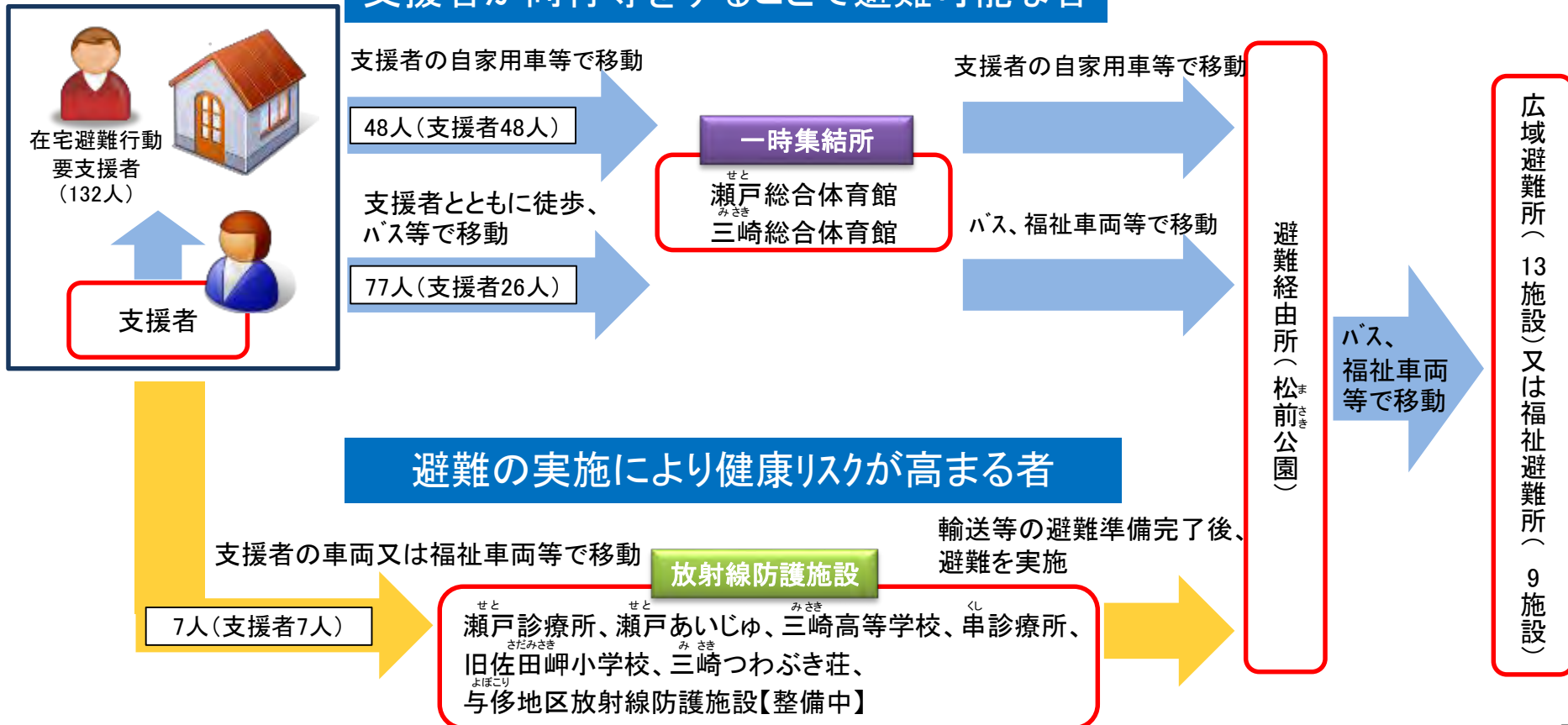
※2 愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整し、避難準備完了後に避難

※3 避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

※4 健康リスクが高まらない者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

- 在宅の避難行動要支援者の132人うち、81人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会議、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。

支援者が同行等をすることで避難可能な者



(ケース1) 予防避難エリアにおいて施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約790人について、バス24台、福祉車両25台（ストレッチャー仕様6台、車椅子仕様19台）。

	想定対象 人数	想定必要車両台数※1,2			備 考
		バス※3	福祉車両※4,5 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※4,5 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難 (9箇所)	447人 (児童等342人+ 職員105人)	18台	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台 数は減少【資料P52】
医療機関及び社会福祉施設の入 所者等の避難(4箇所)	220人※7 (入所者138人+ 職員82人)	3台 (入所者46人+ 職員26人)	2台 (入所者2人+ 職員4人)	14台 (入所者90人+ 職員52人)	【ストレッチャー仕様】 ○施設車両(1人乗り:2台) 【車椅子仕様】 ○施設車両(1人乗り:2台) ○四電車両(6人乗り:5台) ○伊方町(いかたちょう)車両(8人乗り:7台)
在宅の避難行動要支援者等の避難	103人 (要支援者77人+ 支援者26人)	3台 (要支援者59人+ 支援者14人)	2台 (要支援者3人+ 支援者3人)	5台 (要支援者15人+ 支援者9人)	【ストレッチャー兼車椅子仕様】※5 ○施設車両(ストレッチャー1人、車椅子1人乗り:1台) ○四電車両(ストレッチャー2人、車椅子1人乗り:1台) 【車椅子仕様】 ○四電車両(6人乗り:3台)
在宅の避難行動要支援者のうち、 避難の実施により健康リスクが高ま る者等を放射線防護施設に輸送※6	14人 (要支援者7人+ 支援者7人)	0台	2台 (要支援者7人+ 支援7人)	0台	近傍の放射線防護施設に、四電福祉車両各1台(ス トレッチャー各2人乗り)でピストン輸送を想定【資料P54】 瀬戸(せと)地域:1往復(要支援者2人) 三崎(みさき)地域:3往復(要支援者5人)
合 計	784人	24台	6台	19台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は瀬戸地域・三崎地域で必要となる車両台数を合算

※3 バスは、佐田岬半島の地域特性を踏まえ、乗車人数26人乗りにより想定

※4 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に換えられる車両を多く配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算

※5 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両で想定した場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※6 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避

※7 なお、この他、自施設内で屋内退避を実施する社会福祉施設の入所者(避難の実施により健康リスクが高まる者)が5人、職員4人が存在

(ケース1) 予防避難エリアにおける施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態発生時には、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、伊方町、医療機関、社会福祉施設及び四国電力が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス会社から配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備 考
		バス等 (バス、乗用車)	福祉車両※1 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※1 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		24台	6台	19台	
(B) 確保車両台数		計42台以上	計12台	計19台	
確保先	伊方町	12台	—	7台	【バス等】バス: 8～29人乗り 【車椅子仕様】 ○7台(1台当たり: 車椅子8人)
	学校、医療機関、社会福祉施設	20台	3台	3台	【バス等】バス: 10～29人乗り、乗用車: 4～10人乗り 【ストレッチャー仕様】 ○2台(1台当たり: ストレッチャー1人) 【ストレッチャー兼車椅子仕様】※1 ○1台(ストレッチャー1人、車椅子1人) 【車椅子仕様】 ○2台(1台当たり: 車椅子1人)
	愛媛県のPAZ・UPZ内市町のバス会社	10台以上	—	—	バス1台当たりの想定乗車人数: 26人乗り 愛媛県のPAZ・UPZ内市町のバス会社が保有する車両総数267台
	四国電力	—	9台※2	9台※2	【仕様】 四電福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に変えられる仕様であり、下記2パターンの配置を想定 パターン①: <ストレッチャー2人、車椅子1人> パターン②: <車椅子6人> 【配備台数】 9台(瀬戸(せと)地域: 5台、三崎(みさき)地域4台)※1

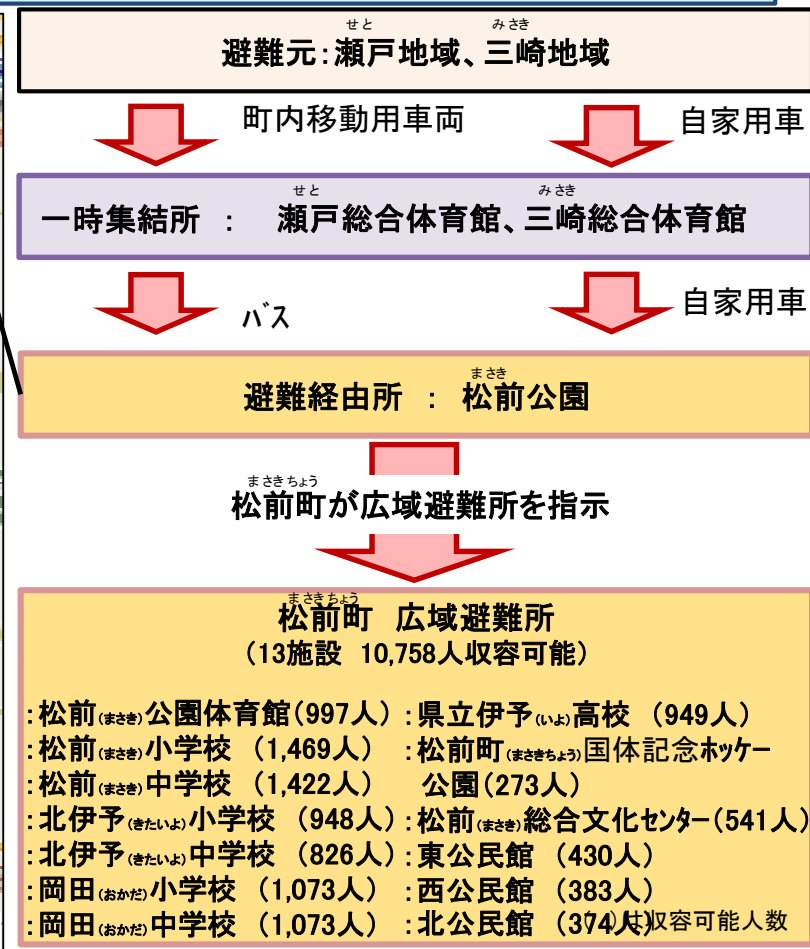
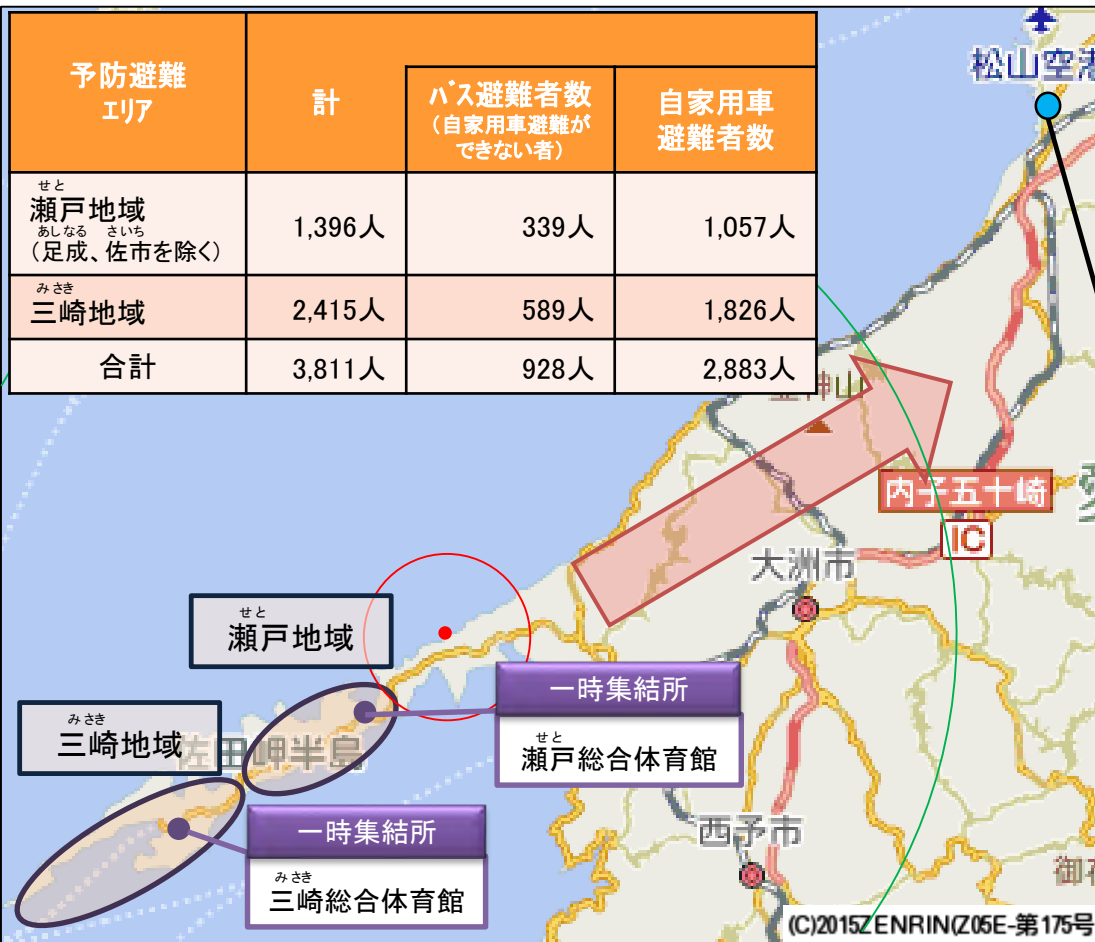
※1 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※2 「避難の実施により健康リスクが高まる者」を放射線防護施設にピストン輸送した車両は、その後避難に使用

※3 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

(ケ-1) 予防避難エリアの住民の避難

- 伊方町の2地域(瀬戸地域、三崎地域)の住民の避難先については、自家用車で避難できる住民は、自家用車により松前町の避難経由所(松前公園)に移動後、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 自家用車で避難が困難な住民は、町又は県が配車した町内移動用車両で一時集結所(瀬戸総合体育館、三崎総合体育館)に集合し、避難経由所(松前公園)へバスで移動のうえ、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 2地域における避難先については、普段から避難計画に関する広報や訓練等を通じて住民に周知。



※1 避難対象者数は、予防避難エリア住民の合計数から割り出した数字であり、若干の増減がある。

※2 自然災害等により松前町の避難先が使用できない場合に備え、第2避難先候補として今治市と上島町を設定

(ケ-ス1) 予防避難エリアの観光客及び民間企業の従業員の数

➤ 予防避難エリアの観光施設における1日当たりの入場見込み人数は約1,550人、民間企業(従業員30人以上)は3社(190人)存在。

予防避難エリアの観光施設の状況

地域名	施設数	入場見込人数
せと あしなる さいち 瀬戸地域(足成、佐市以外)	11	447人
みさき 三崎地域	6	1,116人
合計(17施設)		1,563人

※入場見込人数については、入場ピーク時(8月)における1日当たりの入場者数を基に算定

観光施設における入場見込人数:平成29年実績

予防避難エリアの民間企業(従業員30人以上)の状況(詳細)

地域名	民間企業名	従業員数
せと あしなる さいち 瀬戸地域(足成、佐市以外)	朝日共販(株)	94人
みさき 三崎地域	西宇和農業協同組合三崎共選	59人
	西宇和(農協)三崎出張所	37人
合計(3社)		190人

※従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難

企業名及び従業員数:総務省・経済産業省『平成24年経済センサスー活動調査』の調査票情報を基に現地確認を行った上で独自集計したもの

- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、合計約1,100人分：バス25台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知（施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅）。

	想定対象人数※1	想定必要バス数	備考
自家用車での避難ができない住民	928人	21台	一時集結所にて乗車【資料P57】 1台当り46人程度の乗車を想定
観光施設から避難する一時滞在者	157人	4台	バス1台当り46人程度の乗車を想定 1日あたりの観光施設の入場見込み人数1,563人のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。【資料P58】
合 計	1,085人	25台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車もしくはバス等により避難

※3 想定必要バス数は、瀬戸地域・三崎地域それぞれで必要となるバス数を合算

- 全面緊急事態発生時には、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者のために、伊方町が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス協会が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数	備考
		バス	
(A) 必要車両台数		25台	
(B) 確保車両台数		計25台以上	
確保先	愛媛県のPAZ・UPZ内市町のバス会社	21台以上	愛媛県のPAZ・UPZ内市町のバス会社が保有する車両総数267台
	いかたちょう 伊方町	4台程度	いかたちょう 伊方町が保有する車両11台 (合計186人)の車両を使用

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

- 伊方町による全戸訪問調査の結果、瀬戸地域内の自家用車で避難できない住民は合計約340人。
- 自家用車で松前町の避難経路所（松前公園）へ避難が困難な住民は、徒歩で各集会所等に集合し、伊方町又は愛媛県が配車した町内移動用車両で、一時集結所（瀬戸総合体育館）へ移動。

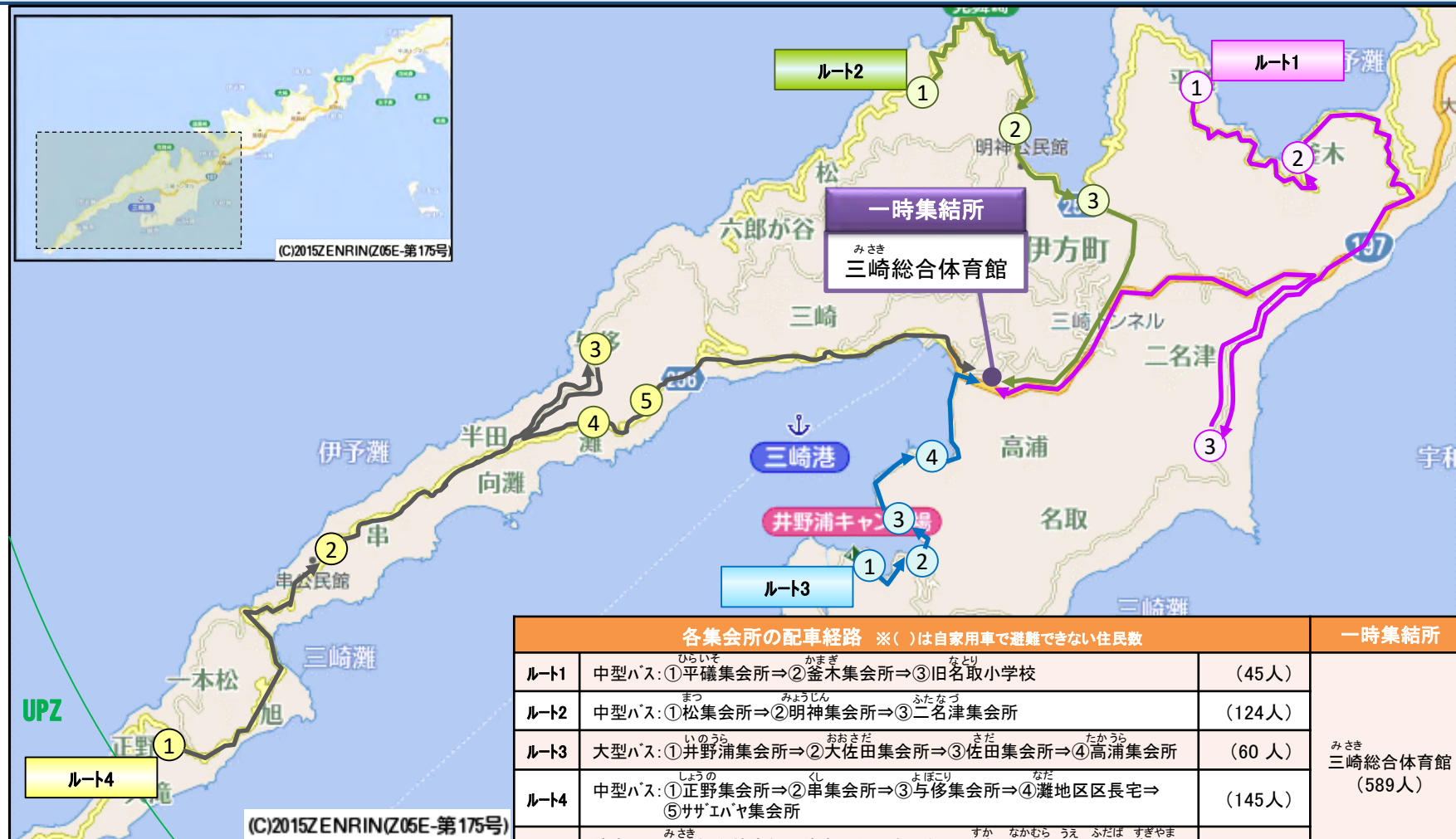


※1 足成集会所、佐市集会所はPAZに位置するため、人数の積算対象外
 ※2 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値 ※3 ルート1はP42のルート6と同じ

- 伊方町による全戸訪問調査の結果、瀬戸地域内の自家用車で避難できない住民は合計約340人。
- 三崎港から海路避難する場合は、徒歩で各集会所等に集合し、伊方町又は愛媛県が配車した町内移動用車両で、一時集結所（三崎小中学校体育館）へ移動し、三崎港から海路避難。
- 三机港から海路避難する場合は、一時集結所（瀬戸総合体育館）へ移動。



- 伊方町による全戸訪問調査の結果、三崎地域内の自家用車で避難できない住民は合計約590人。
- 自家用車で松前町の避難経路所（松前公園）へ避難が困難な住民は、徒歩で各集会所等に集合し、伊方町又は愛媛県が配車した町内移動用車両で、一時集結所（三崎総合体育館）へ移動。



各集会所の配車経路 ※()は自家用車で避難できない住民数			一時集結所
ルート1	中型バス：①平磯集会所⇒②釜木集会所⇒③旧名取小学校	(45人)	三崎総合体育館 (589人)
ルート2	中型バス：①松集会所⇒②明神集会所⇒③二名津集会所	(124人)	
ルート3	大型バス：①井野浦集会所⇒②大佐田集会所⇒③佐田集会所⇒④高浦集会所	(60人)	
ルート4	中型バス：①正野集会所⇒②串集会所⇒③与修集会所⇒④灘地区区長宅⇒⑤サザエバヤ集会所	(145人)	
	徒歩：三崎総合体育館に徒歩で移動する住民（須賀、中村、上、札場、杉山、中西、大西、赤坂、川之元、中尾）	(215人)	

※数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

(ケ-ス1) 予防避難エリアから避難先（避難経由所）までの主な経路

- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、あらかじめ複数の経路を設定。



6-2. ケース2（陸路避難、海路避難、空路避難） における対応

＜ケース2における基本的な考え方＞

【適用条件】

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号の一部が使用不可な場合
- ・港湾が使用可能であり、船舶の利用ができる場合

【避難方法】

- ・陸路による避難が実施できる地域は、自家用車・バス等による陸路避難を実施。
- ・陸路による避難が実施できない地域は、船舶による海路避難を実施。
- ・ヘリコプターによる避難が可能な場合は、空路避難を併用。

(ケ-2) 陸路避難、海路避難等を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号の一部が使用不可であるが、港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合は、陸路と海路による避難を実施。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる空路避難を併用。
- 一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。
- なお、一時集結所には、放射性物質の放出に備え、四国電力が放射性物質除去フィルター付きクリーンエアドームを配備。



(ケ-2) 瀬戸地域の学校・保育所の陸路避難

- 瀬戸地域の3つの小中学校の児童等(約90人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに避難経由所(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。
- 瀬戸地域の2つの保育所の児童(約30人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童等と一緒に避難経由所(松前公園)に避難し、保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校

学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三机(みつくえ)小学校	32人	9人	41人
大久(おおく)小学校	27人	8人	35人
瀬戸(せと)中学校	31人	11人	42人
合 計 (3施設)	90人	28人	118人

避難準備※1

児童等と職員がともに避難経由所(松前公園)に避難を開始

避難経由所(松前公園)

児童等は、避難経由所で保護者に引き渡し

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

保育所

保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三机(みつくえ)保育所	12人	5人	17人
大久(おおく)保育所	14人	7人	21人
合 計 (2施設)	26人	12人	38人

避難準備

児童の
引き渡し

保護者が児童を引き
取り・避難準備

引き渡しができなかった児童と職員は、最寄りの学校に移動し、学校の児童等と一緒に避難経由所(松前公園)に避難を開始

避難の開始

避難経由所(松前公園)

保護者への引き渡しができなかった児童は、避難経由所で保護者に引き渡し

※1 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施

※2 児童等の人数については、平成30年11月1日現在

(ケ-2) 三崎地域の学校・保育所の海路避難

- 三崎地域の3つの小中学校及び高等学校の児童等(約190人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに一時集結所(三崎総合体育館)に移動。
- 三崎地域の保育所の児童(約30人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童等と一緒に一時集結所(三崎総合体育館)に移動。
- 船舶の準備が整い次第、三崎港に移動し、海路及び陸路により避難経由所(松前公園)に移動後、保護者へ引き渡す。

学校

学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三崎 ^(みさき) 小学校	51人	15人	66人
三崎 ^(みさき) 中学校	30人	13人	43人
三崎 ^(みさき) 高等学校	111人	28人	139人
合計(3施設)	192人	56人	248人

避難準備※1

児童等と職員がともに一時集結所(三崎総合体育館)に移動し、船舶の準備が整い次第、三崎港から海路及び陸路による避難を開始

避難経由所(松前公園)

児童等は、避難経由所で保護者に引き渡し

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

保育所

保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三崎 ^(みさき) 保育所	34人	9人	43人
合計(1施設)	34人	9人	43人

避難準備

児童の
引き渡し

保護者が児童を引き取り・避難準備

引き渡しができなかった児童と職員は、最寄りの学校に移動。

一時集結所(三崎総合体育館)に移動し、船舶の準備が整い次第、三崎港から海路及び陸路による避難を開始

避難経由所(松前公園)

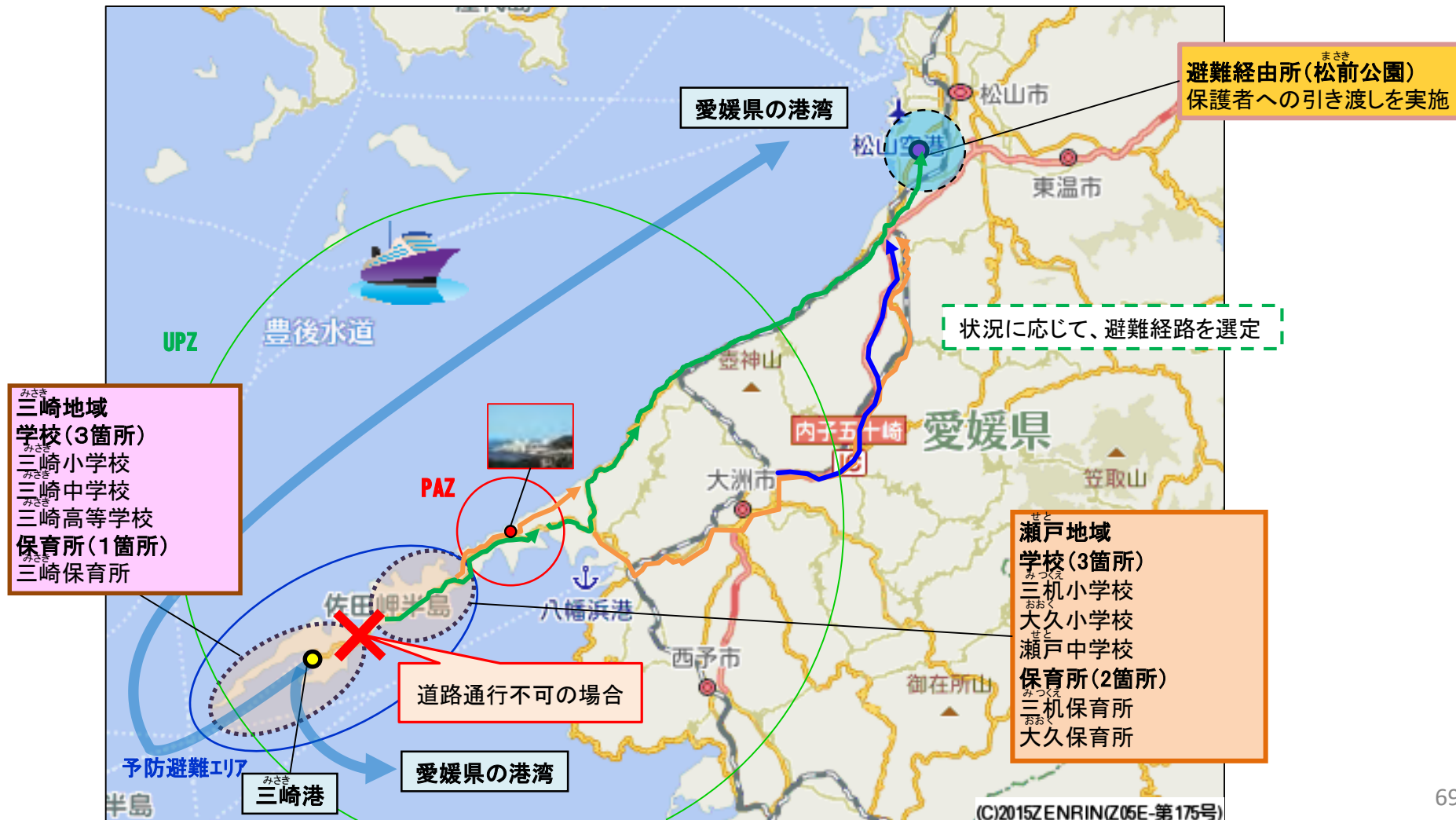
保護者への引き渡しができなかった児童は、避難経由所で保護者に引き渡し

※1 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施

※2 児童等の人数については、平成30年11月1日現在

(ケ-2) 学校・保育所の避難先・避難ルート

- 国道197号が瀬戸地域と三崎地域の境界で通行不可となった場合、瀬戸地域の学校及び保育所(引き渡しができなかった児童)の児童等については、施設敷地緊急事態において、陸路により避難経路所(松前公園)に移動し、保護者への引き渡しを実施。
- 三崎地域の学校及び保育所(引き渡しができなかった児童)の児童等については、施設敷地緊急事態において、海路及び陸路により避難経路所(松前公園)に移動し、保護者への引き渡しを実施。



(ケ-12) 瀬戸地域の医療機関及び社会福祉施設の陸路避難

- 瀬戸地域の医療機関及び社会福祉施設(3施設約121人)について、個別避難計画を策定済みであり、UPZ外の施設において、避難先を確保。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 予防避難エリアの医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

避難元施設

<予防避難エリア(瀬戸地域) 3施設>

避難先施設

<放射線防護施設>

番号	施設名	施設種別	入院 定員数
1	瀬戸診療所	有床診療所	19人

計19人

番号	施設名	施設種別	入所 定員数
2	瀬戸あいじゅ	介護老人福祉施設	45人
		認知症対応型共同生活介護	18人
		軽費老人ホーム	20人
		短期入所生活介護	10人

計93人

番号	施設名	施設種別	入所 定員数
3	よろこび大久	認知症対応型共同生活介護	9人

計9人



放射線防護施設内
屋内退避

番号	施設種別	市町名	受入 見込数
1	医療機関101施設で合計2,904人の受入が可能		

番号	施設種別	施設種別	受入 見込数
2	介護老人福祉施設等	まつやまし 松山市(4施設)	93人
		いよし 伊予市(1施設)	
		まさきちょう 松前町(1施設)	

計93人

番号	施設種別	市町名	受入 見込数
3	有料老人ホーム	まつやまし 松山市(1施設)	9人

計9人

※1 輸送等の避難準備が完了するまでは放射線防護施設内で屋内退避
 ※2 愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整し、避難準備完了後に避難

※3 避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
 ※4 健康リスクが高まらない者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

(ケ-ス2) 三崎地域の社会福祉施設の海路避難

- 三崎地域の社会福祉施設(1施設約50人)について、個別避難計画を策定済みであり、UPZ外の施設において、避難先を確保。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、船舶の準備が整い次第、三崎港から、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

＜予防避難177（三崎地域）1施設＞

避難元施設

番号	施設名	施設種別	入所定員数
1	三崎つわぶき荘	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29人
		認知症対応型共同生活介護	18人

計47人

※1



自施設内
屋内退避

※2

※3

避難先施設

施設種別	市町名	受入見込数
介護老人保健施設 等	東温市(2施設)	48人

計48人

※1 船舶を含む輸送手段等の避難準備が完了するまでは放射線防護施設内で屋内退避

※2 避難準備完了後、三崎港に移動のうえ、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難
 ※3 健康リスクが高まらない者等は、船舶を含む輸送手段等の避難準備完了後、三崎港に移動のうえ、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難